

第3章 計画の内容

(基本施策と個別事業)

注：個別事業については、現在調整中のため、今後変更することがあります。

基本目標 1 健やかに生み育てる環境づくり

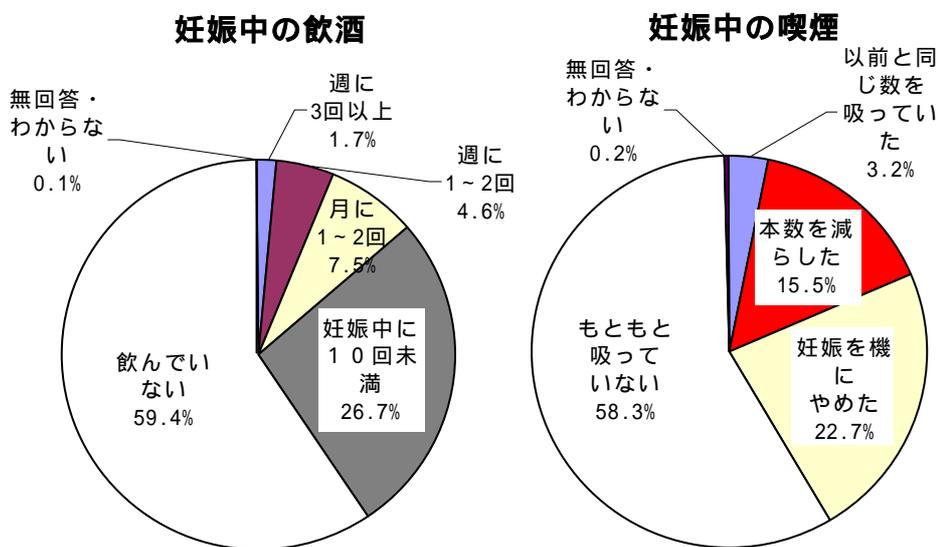
基本施策 1 安全な妊娠・出産への支援

女性にとって妊娠・出産は大きな喜びであると同時に、約 10 か月という短期間で心身に急激な変化が加わること、また、出産後直ぐに始まる「子育て」という責任を担うこと等から、不安や悩みを生じやすいものです。

このため、安全で快適な出産に向けた「日常生活全般にわたるきめ細かな健康管理への支援」をはじめ、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減を図る「こころのケア」、さらに、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供等、親になるための準備として「育児について学ぶ機会」の確保が重要となります。

また、現在、医療の進歩等により、妊産婦や新生児の死亡率は世界で最も低い水準を維持していますが、より一層安全な妊娠・出産を支援するためには、流・早産や低出生体重児の出産等の危険因子となる「喫煙や飲酒」への対策が重要になります。

特に札幌市では、妊娠中も喫煙・飲酒する人の割合が高く、いずれも全国平均の約 2 倍となっています。



資料 札幌市健康衛生部「母子保健に関する市民意識調査」（平成13年）

一方、現在、全国では約 10 組に 1 組の夫婦が不妊に悩んでいるといわれています。子どもをもつことは、個人や夫婦のライフスタイルの選択によるものでありますが、不妊治療を行っている夫婦の中には、経済的な理由等から治療の継続を諦めざるを得ない場合もあり、このような方たちへの精神的・経済的支援が求められています。

こうした状況を踏まえ、札幌市では、従来から実施している妊婦一般健康診査や母親教室等の健康教育及び妊産婦・女性の健康相談等を一層充実させるとともに、今後は不妊治療にかかる費用の一部を助成する等、新しく芽生えた生命を大切に育み、安心して子育てが始められるように環境を整備していきます。

= 個別事業 =

妊婦一般健康診査 (健康衛生部)

妊娠期の健康管理及び安全で快適な「いいお産」をめざし、妊婦に対する健康診査を無料で1回実施している。

母親・両親教室・ワーキング・マタニティ・スクール (健康衛生部)

初めての出産を迎える夫婦に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と親としての意識の醸成を図るために、各区保健センターにおいて「講義・実習・交流会」等を行う。

マタニティクッキング教室 (健康衛生部)

初妊婦(配偶者)を対象に、妊娠中の食生活の重要性を普及・啓発するとともに、生活習慣病を予防する食生活について学ぶ料理教室を各区保健センターで行う。

妊産婦・母性・女性の健康相談 (健康衛生部)

安全で快適な「いいお産」の普及や生涯を通じた女性の健康づくりを支援するために、妊娠中や産後の健康管理、思春期のからだところの変化、不妊、更年期障害等、女性の健康に関する相談を各区保健センターにおいて実施する。

妊婦甲状腺機能スクリーニング (衛生研究所)

妊娠初期に甲状腺機能の検査を行い、適切に治療することにより、流産や早産、妊娠中毒症等の未然防止、出生する子どもへの甲状腺機能などへ影響を未然に防止する。

基本施策 2 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援

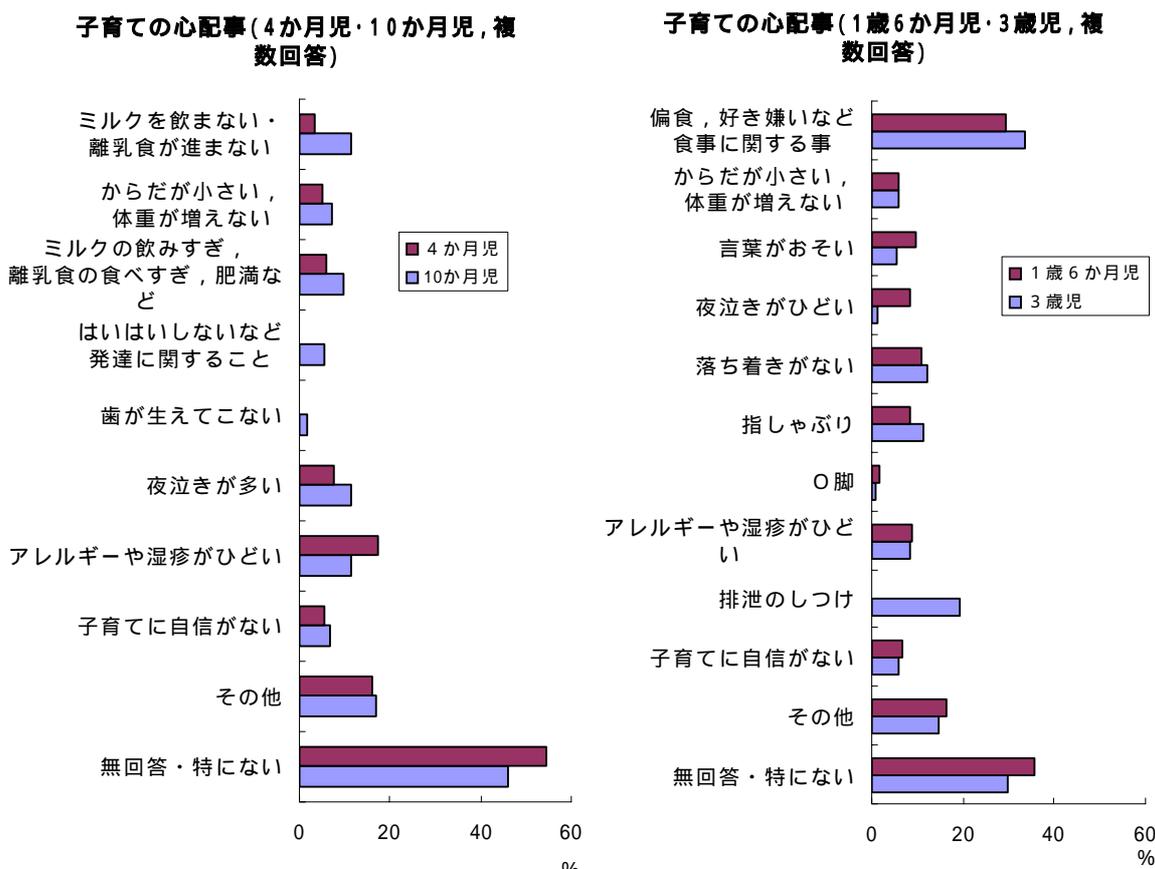
近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化・育児情報の氾濫等を背景に、母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において様々な不安を抱え、悩み続けているといわれています。

さらに、親自身の精神的な問題や生活上のストレス、また、子どもの育てにくさ等の様々な要因が複雑に絡み合い、我が子を虐待してしまう親の増加が大きな問題となっています。

子どもの健全な発育・発達を促すためには、乳幼児期において良好な親子関係・愛着関係を確立することが何より重要です。

特に、乳幼児期の子どもこのころの健康は、一番身近な親のこころの状態と密接な関係があり、親子に対する支援の充実が必要となります。

札幌市では、これまでも妊産婦・新生児等に対し家庭訪問による育児支援や、乳幼児の健康診査及び精神発達相談等を通し、育児不安の軽減や児童虐待の発生予防に努めてきました。



資料 札幌市健康衛生部「母子保健に関する市民意識調査」(平成13年)

今後とも、母子保健訪問指導事業や保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業（育児支援家庭訪問事業）の充実を図り、育児不安を抱える親などを早期に把握し「妊娠期」や「出産後間もない時期」から、保健師・助産師等の専門職によるきめ細かな育児支援を推進します。

また、母親自身が子どもの発達過程を理解し、自らの育児方法を確認し育児力を高めるための学習の場として、乳幼児健康診査が機能できるようにするとともに、「親子の心の健康」を重視した相談体制の充実を図ります。

= 個別事業 =

母子保健訪問指導事業 （健康衛生部）

妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減を図るため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による家庭訪問指導を行う。

保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業（育児支援家庭訪問事業） （健康衛生部）

市内の医療機関において、「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために家庭訪問等による育児支援を行う。

（平成15年6月開始）

乳幼児健康診査の充実 （健康衛生部）

4か月、10か月(再来)、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を各区保健センターで実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すと共に、親の育児不安の軽減を図る。

1-3再掲

乳幼児精神発達相談 （健康衛生部）

言語・情緒発達に心配のある乳幼児とその親に対し、子どもの発育・発達を促すと共に、良好な親子関係の構築と育児不安の軽減を図るため、各区保健センターにおいて個別の発達相談を行

赤ちゃんの育児相談室 （中央区保健福祉部）

子育てに関する不安や悩みを、抱えている親に対し、相談を通じて子育ての支援を行う。

基本施策 3 子どもと母親への健康支援

近年の社会環境や生活様式の変化により、食習慣などの子どもの生活リズムが乱れ、学童期の肥満やその一方では思春期やせ症等の問題がクローズアップされています。

乳幼児期に確立された生活リズムは、健康状態に大きな影響を与えるとともに、その後の生涯にわたる生活習慣の基盤になるため、乳幼児期から健康的な生活習慣を身につけていくことが大切です。

特に、乳幼児期は家庭生活が中心であり、親の生活習慣が子どもに大きく影響することから、親自身の健康づくりに対する働きかけも必要です。

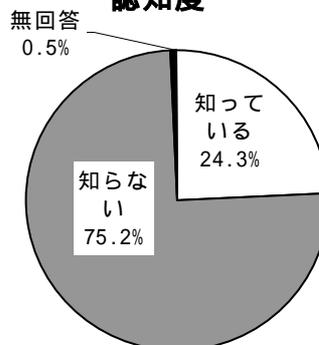
また、札幌市における0歳児の死因のうち「不慮の事故」が3番目に多くなっています。

このような子どもの事故の多くは、周囲の大人が注意することにより未然に防ぐことができるにもかかわらず、事故予防対策を十分に行っている家庭や心肺蘇生法を知っている親の割合は少ない現状となっています。

子どもが健やかに成長するためには、こころの健康づくりに加え、「疾病の予防」、「生涯にわたる健康的な生活習慣の確立」、「不慮の事故防止」、「親の健康づくり」等への支援が重要です。

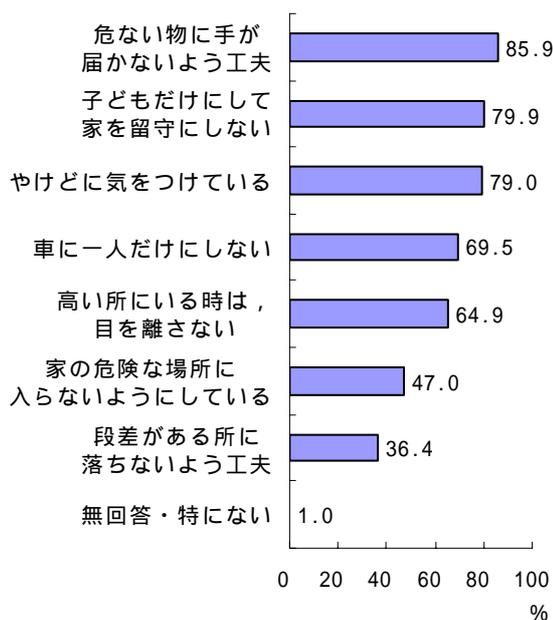
このため、疾病の予防対策として従来から実施している予防接種や新生児マススクリーニング等に加え、乳幼児期から始める生活習慣病の予防対策を充実させるとともに、子どもの事故防止や心肺蘇生法に関する普及・啓発の強化を図ります。

乳幼児心肺蘇生法に関する認知度



資料 札幌市健康衛生部「母子保健に関する市民意識調査」(平成13年)

子どもを事故から未然に防ぐ方法(複数回答)



資料 札幌市健康衛生部「母子保健に関する市民意識調査」(平成13年)

= 個別事業 =

乳幼児健康診査の充実 (健康衛生部)

4 か月, 10か月(再来), 1歳6か月児, 3歳児に対する健康診査を各区保健センターで実施し, 疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すと共に, 親の育児不安の軽減を図る。

1-2再掲

予防接種の推進 (健康衛生部)

ジフテリア, 百日せき, 破傷風, 急性灰白髄炎(ポリオ), 麻しん(はしか), 風しん, 結核の発生及びまん延を防止するため, 主に乳幼児を対象として定期予防接種を実施する。

離乳期講習会 (健康衛生部)

生後3~7か月児を持つ親を対象に, 離乳食を与える時に必要な知識を普及し, 子どもの発育・発達を促すとともに, 育児不安の軽減を図るために離乳食についての講習会を各区保健センターで行う。

チャレンジむし歯ゼロセミナー (健康衛生部)

3歳児のうち有病率の減少を目的として, 1歳児を対象に, 歯磨き習慣の形成, 良い食習慣について, 集団指導を各区保健センターにおいて行う。

子どもの事故予防, 心肺蘇生法の普及啓発強化 (健康衛生部)

乳幼児の家庭内における事故予防及び心肺蘇生法等に関する正しい知識の普及啓発を強化する。

乳幼児期から始める生活習慣病予防啓発 (健康衛生部)

生涯にわたる健康的な生活習慣の確立のために, 乳幼児, 児童, 生徒を持つ親等を対象に, 子どもの生活リズムや食生活, 歯の健康等に関する啓発を強化する。

たのしい保育所給食の推進 (児童家庭部)

子どもの健やかな心身の発達を促すことをねらいとし, たのしい保育所給食を通して, 家庭や社会の中で, 子ども一人ひとりの "食べる力" を豊かに育むために支援する。
また, 食材の安全性について, さまざまな視点からの啓発を進める。

親子料理教室 (健康衛生部)

若年層の健康意識と食に関する自己管理能力を高めるために, 小・中学生とその親を対象として, 食生活を学ぶ料理教室(講話・調理実習等)を各区保健センターや学校で行う。
地域のボランティア団体である食生活改善推進員協議会と共催で実施する。

新生児マス・スクリーニング (衛生研究所)

札幌市内で出生した全新生児を対象に, 現在6疾患をについて, 早期発見早期治療により心身障害の発生防止を目的に実施している。生後5日前後に医療機関で採血し, ろ紙に滴下乾燥させ, 郵送により衛生研究所に送り, 検査を実施する。今後新たな機器の導入により, 乳児突然死やインフルエンザ脳症などの未然防止が可能な疾患の追加を検討している。

神経芽細胞腫マス・スクリーニング (衛生研究所)

平成15年度まで生後6か月児を対象に国庫補助事業として全国的に実施されていたが, 厚労省の通知で休止となった。札幌市は平成3年より1歳2か月児を対象とした検査を開始し, 有効性を認めたことから, 平成16年度から6か月児は対象から外し, 1歳2か月児のみを対象とした事業に一本化して実施する。早期発見治療により, 死亡率の低下を図る。

胆道閉鎖症スクリーニング (衛生研究所)

生後1か月の乳児を対象に、便の色をカラーカードで検査する。便色調カラーカードは母子健康手帳にとじ込まれており、保護者が子どもの便とカードの番号を確認し、1か月健診の産科・小児科担当医に検査用紙を提出し、郵送により衛生研究所で判定する。早期発見早期手術により胆道閉鎖症の軽快と重症化による死亡を未然に防ぐ。

女性のフレッシュ健診 (健康衛生部)

18歳から39歳の女性を対象に、生活習慣病の予防を図るため健康診断を実施する。

乳がん検診 (健康衛生部)

30歳以上の女性を対象に、乳がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、乳がん検診を実施する。

子宮がん検診 (健康衛生部)

30歳以上の女性を対象に、子宮がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させるため、子宮がん検診を実施する。

すこやか健診 (健康衛生部)

40歳以上の方(職域で健康診断を受診する機会のない方)を対象に、生活習慣病の予防・早期発見のために年1回健康診査を実施する。

基本施策 4 小児医療の充実

少子化が進行する社会において、生まれた子どもが健やかに育つよう支援することは、小児医療の主要な課題となっています。

小児医療では、かかりつけ（小児科）医において、単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに、予防接種による感染症の予防など幅広い対応が求められています。

小児救急医療については、24 時間・365 日の対応が求められていることから、休日における受入れ体制の強化と、平日の夜間に重症患者を受け入れる医療体制の整備し、平成 16 年度から新体制がスタートすることとなっています。

また、心身の障がい疑われる子どもの発達を支援するためには、保健センター、児童福祉総合センター、医療機関などの関係機関が連携を更に深めることにより、障がいの早期診断・療育のシステムを充実するとともに、その家族に対しての相談及び支援体制の整備も不可欠となっています。

さらに、治療が長期にわたる小児慢性特定疾患児とその家族が安心して療養生活が続けられるように、医療費などの経済的支援を行うとともに、相談窓口の設置や訪問指導の実施などの保健・福祉サービスの充実が求められています。

子育てしやすい環境を整備するためには、いつでも安心して質の高い医療サービスを受けられるように、小児医療体制の一層の充実を図ります。

= 個別事業 =

小児慢性特定疾患対策の充実 （健康衛生部）

小児慢性特定疾患児の療養支援のため、「小児慢性特定疾患治療研究事業」を実施し、児を持つ家庭の医療費の軽減を図るとともに、福祉サービスを提供し、療養支援を行う。
また、継続支援の必要な児に対しては、訪問指導を行う。

障がい児医療訓練 （児童福祉総合センター）

障がいのある乳幼児及び運動発達遅滞や運動障がいのある児童に対し、医学的診断と治療、理学療法、作業療法、言語聴覚療法を実施する。

夜間急病センター整備事業 （健康衛生部）

現在の夜間急病センターは、老朽化・狭隘化が進んでいるため、平成16年春に新築移転する。
なお、移転に伴い、土・日・祝日の準夜帯（19～24時）における小児科医を増員することにより、混雑の緩和を図る予定である。

休日救急当番運営事業、二次救急医療機関運営事業 （健康衛生部）

小児救急医療について、平成16年度から、初期救急医療体制の休日における当番施設数の増加、二次救急医療体制の年間全日への移行などの充実・強化を予定している。

基本目標 2 子育て家庭を支援する地域づくり

基本施策 1 地域・区・全市の三層構造による子育て支援の展開

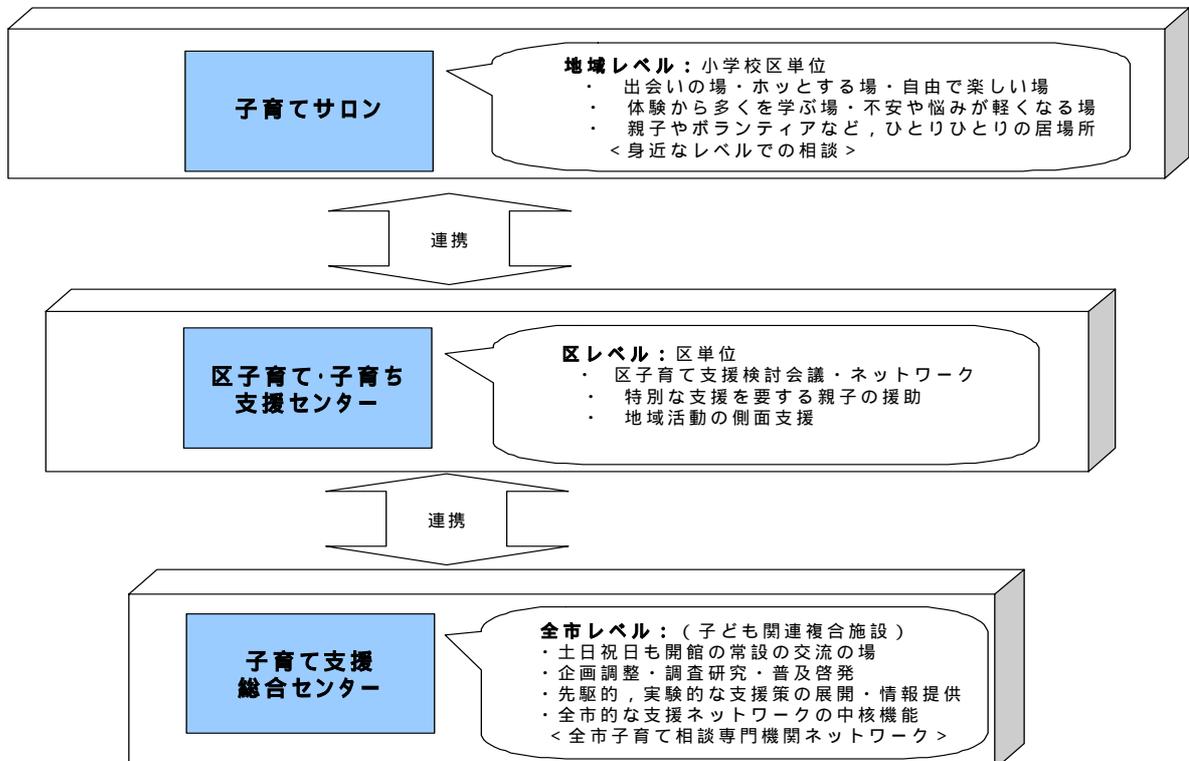
近年，核家族化の進行などに伴う育児の孤立化により，家庭において子育てをしている専業主婦などの育児不安が指摘されており，共働き家庭のみならず，すべての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。

このような中，今後の子育て支援のあり方について，札幌市社会福祉審議会より「各地域に常時，子ども連れで行くことが可能な子育て支援のための場所の確保」をすること，「各区に常設の子育て・子育て支援センターの設置」をすること，「統括する子育て・子育て中央支援センターの設置」をすることが必要との答申（「札幌市の少子化への具体的な対策について」平成 14 年 3 月）を受けています。

また，平成 15 年 7 月の児童福祉法の改正により，法の趣旨が「要保護及び保育に欠ける児童対策」中心から「すべての児童の健全な育成を図る」ことに改められたことに伴い，全ての家庭に対する子育て支援が各市町村の責務となりました。

このことを踏まえ，札幌市では全市的な子育て支援の展開にあたって，地域・区・全市の三層構造による子育て支援体制づくりを進めていきます。

地域・区・全市の三層構造での子育て支援の展開（イメージ図）



(1) 協働型で進める子育てサロン等の拡充〔地域〕

札幌市では、乳幼児をもつ親子同士が自由に交流するための場として、地域子育て支援事業等の直営の子育てサロン等 106 か所（児童会館、公立保育園）を進め、また、情報提供、ボランティア育成、ネットワークづくりも進めてきました。

このような中、地域での子育て支援の気運が高まり、平成 10 年より地域主体の子育てサロンが開設され、平成 15 年現在では、46 か所に及び、このうち 20 か所が平成 15 年中に立ち上がっています。

この地域主体の子育てサロンの活動を支えるために、子育て講座の講師派遣やボランティア派遣、研修会などを進めています。また、私立保育園等でも保育所地域活動事業（ ）などを実施しており、地域の子育て家庭への支援を行うなどの取組みが広がっています。

今後は、幼稚園・保育園等との連携・協力や、地域住民団体・社会福祉協議会・子育て N P O、ファミリーサポートセンター事業（育児の援助を行いたいものと、援助を受けたいものからなる会員組織：在宅福祉サービス協会委託）など様々な団体が協力し合い、地域で協働型での子育て支援の仕組みづくりを目指すことが課題です。このため、地域主体の子育てサロンを、小学校区単位に拡大を図り、児童会館等の利用による常設の交流の場の確保について検討を進めていきます。

保育所地域活動事業（特別保育科目設定事業）とは「育児講座・育児と仕事両立事業」、「地域の特性に応じた保育需要への対応」、「保育所体験特別事業」の 3 事業のことで、現在札幌市では 20 園程度が、入園児以外の乳幼児と親子を受け入れている。

地域子育てサロン(設置年度・主催団体・会場等の状況)

設置年度	設置数	合計	主催団体	団体数	実施会場	会場数	開催数	団体数
平成10年度	1	1	町内会	10	児童会館	8	週 2 回	1
11年度	3	4	ボランティアグループ	4	町内会館	22	週 1 回	8
12年度	3	7	民生児童委員会協議会	11	地区会館	7	月 3 回	2
13年度	7	14	福祉のまち推進センター	21	地区センター	3	月 2 ~ 4 回	3
14年度	7	21	合 計	46	小学校	1	月 2 回	9
15年度	20	41			その他	5	月 1 回	20
					合 計	46	年 3 ~ 10 回	3
							合 計	46

資料 札幌市児童家庭部

= 個別事業 =

地域型子育てサロン (児童家庭部)

106か所の直営の子育てサロンの他、地域住民組織、市民団体、NPO、乳幼児施設などの参加による「地域型子育てサロン」を小学校区単位に設置し、その運営に協働型で支援していく。(未設置小学校区は平成15年12月末現在、87校区)

さっぽろ子育てサポートセンター事業 (児童家庭部)

受け付け及び相談業務か所を拡大し、利用者の利便性を図り、子育て家庭への不安感を軽減させる。

現在は、センター事務局と月1回各区に出向き、説明会と受け付け等を行っているが、今後、各区及び子育て支援総合センター並びに区子育て支援センターにおいても、受け付け及びその相談業務等の体制をとっていく。

福祉のまち推進事業 (保健福祉局総務部)

おおむね連合町内会ごとに設置されている「地区福祉のまち推進センター」が行う、子育て家庭やひとり暮らしの高齢者、障がいのある方への日常的な支援やふれあい交流会の開催などの住民主体の地域福祉活動を推進するため、区社会福祉協議会に補助金を交付する。今後も、地区の多様性を前提としながら、事業を推進していく。

(2) 区子育て・子育て支援センターを核とした支援事業の展開〔区〕

各区においては、これまで子育てサロンなどの地域子育て支援事業を展開してきましたが、これに加え民生児童委員や町内会の方々などで構成する区子育て支援検討会議や連合町内会単位のブロック会議を開催し、多くの区民の方々と地域での子育て支援の必要性を共有してきております。

さらにボランティアの養成・派遣，子育て講座の開催などにより，区における子育て支援の人材育成も図っております。

このほか，子育てサロン事業では子育ての軽易な相談のほか，例えば，夫婦関係や子どもの養育上の問題など複雑な相談事例が多くなっております。このため，保健師や家庭児童相談員との連携はもとより，児童福祉総合センターなどの専門機関，行政内外の関係機関との連携・調整，あるいは虐待問題解決のためのコーディネート機能を強化することが必要となっております。

今後は，社会福祉審議会「答申」に基づき，各区に子育て・子育て支援

地域子育て支援事業等の3か年の事業実施状況

事業名	平成12年度	13年度	14年度
子育て仲間づくり			
子育てサロン参加組数	114,881組	123,955組	135,011組
サークル支援件数	485件	264件	239件
サークル交流会	652サークル	453サークル	299サークル
サークル研修会参加者数	138人	218人	188人
子育て情報の提供			
子育て講座受講者数	714人	972人	837人
子育て相談件数	760件	869件	820件
子育て情報室利用者数	10,127件	11,624件	16,714件
子育てボランティアの育成支援			
子育てボランティア講習会受講者数	1,232人	368人	357人
子育てボランティア登録者数	971人	1,117人	1,160人
託児ボランティア派遣数	835人	1,138人	1,113人
子育て支援ネットワークづくり			
子育て支援検討会議			
区全体	12回	10回	11回
地区別	99回	100回	118回
地域の親子のふれあい交流			
屋内年8回	55,405人	57,656人	40,187人
屋外年6回	13,201人	15,735人	20,088人

資料 札幌市児童家庭部

センターの整備を進めるとともに，母子保健活動と密接に連携し，育児不安，疾病や養育困難，障がいの疑い等子育て支援の必要な親子への支援を進めていきます。

= 個別事業 =

地域子育て支援事業 (児童家庭部)

子どもと家庭を取り巻く社会環境変化に対応し、子育ての不安感、負担感を緩和するとともに、子育て家庭の孤立化を防止するため、家庭の育児力の向上と子育て環境の整備に向けて、子育てに関する情報提供、仲間づくり、子育てボランティアの育成、関係機関等とのネットワークづくり等の事業を区が中心となって事業を進めている。

地域子育て支援センター事業 (児童家庭部)

乳幼児をもつ子育て家庭を支援し、地域における子育て環境の整備を図ることを目的に、7か所の公立保育所と各区(10区)において、育児不安等の相談・指導、子育てサークルの育成・支援、地域との連携、情報提供等を行っている。平成16年4月に開設される「札幌市子育て支援総合センター」においても当該事業を実施することとしている。

地域交流支援事業 (健康衛生部)

妊婦、生後1～3か月の乳児、多胎児、障がい児などを持つ親同士が、地域での交流を深めながら、育児などの問題を自ら解決する力をつけられるように、保健センターの保健師・栄養士等の専門職が、育児や親の健康管理についての知識・情報を提供するとともに、親同士が継続的・自主的に交流できる体制整備への支援をする。

絵本の読み聞かせ事業 (健康衛生部)

親子のコミュニケーションの促進と父性・母性の涵養を図るため、10か月児健診に来所した親子に対し、ボランティアによる絵本の読み聞かせを行う。
(平成15年度開始)

区のふれあい街づくり事業 (地域振興部)

地域の特性や地域活動・地域の抱える課題などに着目した事業の推進によって、区の魅力あるまちづくりを進めるとともに、市民参加を促進し地域の活性化を図ることを目的とし、区長権限により区独自の事業を実施している。各区において、地域課題の解決に向けたさまざまな事業を展開する中で、地域福祉の推進に関する取組みについても、地域の実情に応じて実施している。

図書館(室)における読み聞かせ事業 (中央図書館)

子どもが本と出会い読書に親しむことは、子どもが健やかに成長していく上で重要な意味を持つことから、保護者や乳幼児に対して、絵本や紙芝居の読み聞かせを体験する機会を通して、その重要性や本の魅力を理解してもらうため実施している。

(3) 子育て支援総合センターにおける多様な事業の展開〔全市〕

地域及び区での子育て支援の広がりの中で、全市的なネットワークの構築が必要となっており、札幌市の子育て支援の拠点施設である「札幌市子育て支援総合センター」が平成16年4月に開設されました。

この施設は、年末年始を除く毎日を開館する運営形態とし、「常設の交流の場（つどいの広場）の提供」、「子育て支援情報の提供や各種相談の実施」、「子育て講座の開催」、「子育て支援者の育成研修」などの多様な事業を展開し、父親や共働き家庭など、区の事業への参加が難しい市民ニーズにも積極的に対応していきます。

また、近年、地域や団体やNPO等の民間団体の夜子育て支援活動が広がりをはじめることから、これら子育て支援のための人的資源を有機的に結びつける全市レベルでの子育て支援検討会議を開催し、子育て機能を支えるネットワークづくりを強力に推進していきます。

さらに、この施設は、小学校、ミニ児童会館、保育所との複合施設であることから、小学生や保育園児、来館する親子、さらには地域の人々の参加による合同イベントの開催など、複合施設の特徴を生かした各種交流事業を展開していきます。

= 個別事業 =

子育て支援総合センター （児童家庭部）

平成16年4月開設の施設で、年末年始を除く毎日の開館である。親子同士の交流の場、平日区で実施している事業サービスを受けられない就労家庭やこれから親になる人などを対象とした講座の開催。全市の拠点施設として、子供に関する行政機関や地域の団体等が相互に連携し、全市の子育て支援検討会議を開催し、ネットワークづくりを進める。

子育てサポートボランティア事業 （男女共同参画推進室）

男女共同参画センターで行う主催事業で託児を行うことを目的に、子育てサポートボランティアを養成しており、託児技術の向上や活動PR及び子育て環境等に関する意見交換、スキルアップ及び親子サロンなどを行う。

「お話しの百貨店」（子ども読書の日特別行事） （中央図書館）

「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「子ども読書の日」制定を記念し、子どもの読書普及に対する市民の意識啓発を図るために読書普及活動を行っているボランティア団体が実施している。

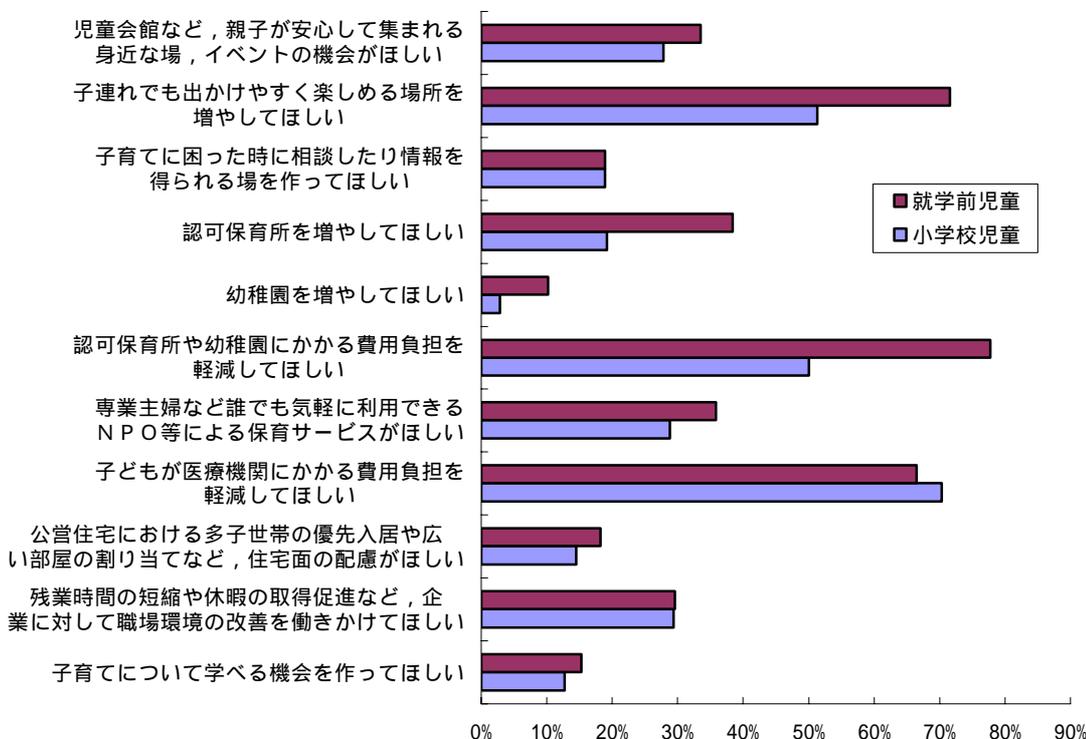
基本施策 2 経済的な支援

失業率の上昇や地域経済の低迷が続く中、家計に占める子育てに係る経済的負担の割合が増えてきています。一般的に一人の子どもが成人するまでに要する費用は、約 2,000 万円を超えるといわれています。また、平成 13 年に内閣府が行った出生率の低下原因に関する調査では、「子育て費用の負担が大きいから」との回答が一番多くあげられています。札幌市が平成 15 年に実施した調査でも、子育て支援の充実のために「認可保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」という回答が最も多くなっており、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められています。

札幌市では、子育て家庭への経済的支援のため、児童手当制度、乳幼児医療費の助成、保育所保育料の軽減、幼稚園等の私学助成を始め各種の制度を実施しております。

今後とも、子育て家庭への経済的支援を引き続き実施していくとともに、国や北海道の制度の改善や子育て費用を幅広く社会全体で負担していくための社会保障制度の充実などについて要望していきます。

子育て支援環境の充実のために望まれる支援策



資料 札幌市児童家庭部「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成15年）

= 個別事業 =

児童手当 (児童家庭部)

家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、6歳到達後最初の年度末までの児童(義務教育就学前までの児童)を監護し、かつ児童と一定の生計関係にある父または母等に児童手当を支給する。

助産施設 (児童家庭部)

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。

特別奨学金 (児童家庭部)

生活が困難となっている世帯の児童に対し、技能を修得するのに要する学資を支給し、その世帯の経済的自立を図ることを目的に、児童からの申請に基づき、奨学生を選定し、奨学金を支給する。

災害遺児手当 (児童家庭部)

災害による遺児を扶養している者に災害遺児手当及び災害遺児入学又は就職支度資金を支給することにより、遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長するとともに福祉の増進を図る。

保育所保育料の軽減 (児童家庭部)

子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、従来に引き続き保育所保育料を国の徴収金基準額より低額に設定して、保護者負担の軽減策を推進するとともに、国に対して、徴収金基準の改善・見直しを要望していきます。

乳幼児医療費助成 (健康衛生部)

乳幼児に対し、疾病の早期診断、早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費の一部を助成する。
今後、補助主体である北海道の動向や他都市の取組状況等を勘案しながら、対象年齢の拡大に向けて検討していく。

私学助成(幼稚園・小中高等学校) (教育委員会総務部)

幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園料・保育料の一部について助成するほか、私立学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校)教育の健全な発展と振興を図るため、幼稚園、小中学校、高等学校の教材教具の購入費等に対する補助を行い、私立学校への助成を推進していきます。

就学援助 (学校教育部)

学校教育法第25条に基づき経済的理由により、義務教育である小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行う。

奨学金 (学校教育部)

能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生又は生徒に返還義務のない奨学金を支給することにより、有用な人材を育成する。
学資に乏しいながら学業優秀な生徒を援助する本事業の趣旨から、大学生と比較し自ら学費を稼ぐことが困難である高校生の支給人員を増やすなど、事業のより一層の充実を図ることを目標とする。

基本施策 3 職業生活と家庭生活の充実

子育て期の親を取り巻く課題のひとつとして、多くの男性が仕事を中心とした生活を送ることにより、家族との食事をともにすることもままならないといった状況が指摘されています。

また、このような状況が、子育て中の家庭の多くの女性が子育てに対する負担感や孤立感を増す結果となり、子育てをより困難なものとしています。さらに、子どもの生活時間の夜型化や生活習慣の乱れといった、子ども自身の育ちに対する影響の面においても、こうした「働き方」が背景にあることが推測されます。

しかし、近年の社会状況の変化による家族観やライフスタイルについての価値観の多様化に伴い、札幌市においても、望ましい男性の生き方として、「家事・育児や地域活動は尊重するが、あくまで仕事を優先させる」よりも「家事・育児や地域活動を妻と分かち合い、仕事と家庭を両立させる」ことを望む市民の割合が、ここ数年で多くなっています。

今後、男性を含めたすべての人が職業生活と家庭生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、これを妨げる職場慣行やその他の諸要因の緩和に向けて、労働者、事業主、地域住民等の社会全体の意識改革を推進するための広報や情報提供等について関係団体との連携を図りながら推進します。

仕事と家庭についての男性の生き方

	(%)	
	平成9年度	13年度
家事・育児や地域活動を妻と分かち合い、仕事と家庭を両立させる	39.9	57.1
家事・育児や地域活動は尊重するが、あくまで仕事を優先させる	45.9	35.6
家事・育児や地域活動は妻に任せ、仕事に専念する	7.0	2.3
どちらかといえば、仕事よりも、家庭や地域活動などを優先させる	1.9	1.2
仕事は妻に任せ、家事・育児や地域活動に専念する	3.8	0.1
わからない・その他・無回答	1.6	3.9

<資料> 札幌市広報部「札幌市市政世論調査」（平成9年）
札幌市男女共同参画推進室「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成13年）

= 個別事業 =

少子化対策普及啓発事業（児童家庭部）

少子化問題や子育て支援の必要性に対する市民理解の促進や社会的関心が高まるよう、少子化に関する講演会等の開催により、国及び札幌市における少子化の現状や子育て支援策に関する情報の提供を行う。

育児休業法等の普及啓発（生活文化部）

市内各所でポスターの掲示及びパンフレット等の配布を行うとともに、育児休業・介護休業制度について掲載したパートタイマーハンドブックをホームページで公開することにより、育児休業法等に関する市民への普及の推進を図る。

男女共同参画における仕事と家庭の両立支援を推進するための啓発 (男女共同参画推進室)

次世代を育むにあたっては、家庭内で家事・育児などの家庭責任を男女がともに担い、支えあっていくとともに、結婚・出産時においても継続的に働き続けることができ、さらにこれらの事由により仕事を中断した女性がスムーズに社会復帰できるような職場づくりなど男女を問わず仕事と家庭の両立支援に向けた理解の促進に努めます。

<3-2再掲>

市内企業に対する啓発事業 (産業振興部)

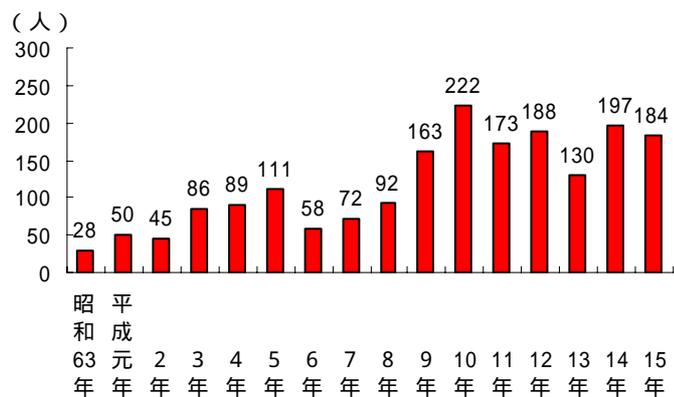
仕事と出産・育児の両立が可能な職場環境づくりについて、企業に理解と協力を求めるため、企業向け情報誌「経済情報さっぽろ」等において、効果的な広報活動を実施する。

基本施策 4 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実

近年は女性の就労率の上昇や育児休業制度の充実などにより出産後も保育所などを利用して就労を継続する傾向が強くなっており、社会経済の状況とあいまって保育所への入所希望は年々増加し、多くの待機児童が発生しています。

札幌市では従来から国庫補助事業を活用した認可保育所の新設や既存の保育所の増改築を行うとともに、平成 14 年度から導入した市単独事業による認可移行促進事業など、積極的な定員の拡充に努めています。また、児童会館などにおける放課後児童対策（児童クラブ）の拡充など、安心して就労できる子育てしやすい環境の整備に取り組んでいます。女性の就労意欲は今後ますます高まることが予想されることから、子育てと仕事が両立できるよう、子育てがしやすい就労環境づくりが重要な課題であり、今後も引き続き整備に取り組む必要があります。

札幌市の待機児童数の推移(各年4月)



< 資料 > 札幌市児童家庭部

さらに、就労形態も多様化していることから、日曜・祝日の勤務や長時間労働、あるいは週3回程度の短時間労働など、通常保育にはなじまない多様な保育サービスが求められております。したがって、定員の拡大と合わせて、休日保育、延長保育、一時保育などの特別保育事業の充実を図る必要があります。

(1) 増大する保育ニーズへの対応

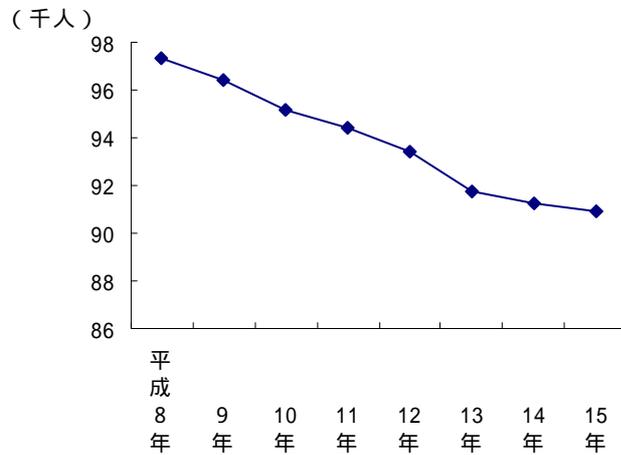
札幌市では、就学前児童が減少を続け、過去5年間の平均では年800人程度減少しているにもかかわらず、保育所への入所を希望する児童は過去5年間で平均すると400人程度増加しています。

このように増大する保育ニーズに対応するために、国庫補助を活用した認可保育所の新設や既存施設の増改築を行うとともに、平成14年度から導入した市単独事業による認可保育所移行促進事業により、

積極的な保育所の定員拡充に努めていますが、平成15年4月時点において184人の待機児童が生じています。加えて、14,579人の入所定員に対し入所児童数は15,055人となっており、入所率は103パーセントで476人の超過入所が発生しています。

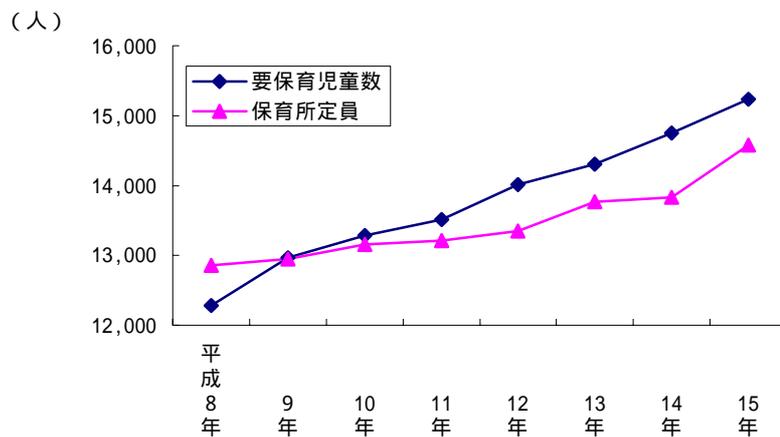
今後も、待機児童や超過入所の解消に向けて入所定員の拡充を進めていきます。

就学前児童数の推移



資料 札幌市児童家庭部

要保育児童数及び定員の推移



資料 札幌市児童家庭部

= 個別事業 =

認可保育所整備事業 (児童家庭部)

待機児童及び超過入所を解消するため、認可保育所を整備する。

(2) 多様な保育ニーズへの対応

女性の社会進出が進み、また、就労時間も多様化していることから、延長保育、夜間保育、休日保育など、多様な保育サービスの拡充が求められるようになりました。

延長保育は、昭和 57 年度に 5 か所でスタートし、平成 16 年度には 131 か所に拡大していますが、通勤圏が広域に及ぶ札幌市の実情を踏まえると、今後できるだけ多くの保育所で実施することが必要です。

夜間保育は、昭和 58 年度から実施し、平成 16 年度に新たに 1 か所で開設したことにより、現在、3 か所で実施しています。

休日保育は平成 14 年度からに 1 か所で試行的に実施しています。夜間保育や休日保育は、今後の需要の動向を見極めながら、拡充に向けた検討を進めていきます。

また、近年、近隣の親戚や知人に子どもを預けることが難しくなっていることから、短時間就労や出産・疾病などの際に、一時的に安心して子どもを預けられる施設が求められています。こうした中、平成 16 年度には 49 か所で一時保育を実施するとともに、市内の児童養護施設（5 か所）で子育て支援短期利用事業（ショートステイ）を実施しています。

さらに、共働きの家庭などにとっては、子どもの突然の病気により何日にもわたって仕事を休まなければならなくなるのが仕事と子育てを両立させる障害となっています。このため、病気回復期の就学前児童を保護者に代わって一時的に預かる乳幼児健康支援サービス事業を平成 11 年度から医療施設併設型で開始し、現在、3 施設での実施となっています。今後は、保育所併設型での実施も含め、事業の拡大に努めます。

= 個別事業 =

延長保育事業 （児童家庭部）

通常の開所時間（午前 8 時～午後 6 時）より早朝 1 時間早い開所を促進し、さらに夕刻の 1 時間または 2 時間の延長保育を実施し、乳幼児の福祉増進を図る。

夜間保育事業 （児童家庭部）

就業形態の多様化に伴い夜間の保育を必要とする児童のために午前 11 時から午後 10 時までの保育を行っている。

休日保育事業 （児童家庭部）

日曜・祝日に勤務する保護者の増加といった就業形態の多様化に伴い、多様な保育サービスの実施が求められ、こういった需要に応えるために、認可保育所で休日保育事業を実施する。

乳幼児健康支援サービス事業 （児童家庭部）

病気回復期であって、集団での保育が困難な就学前児童を、就業などによって家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関に付設した施設で一時的に預かる。

一時保育事業 (児童家庭部)

保護者の断続的・短時間就労等や傷病，冠婚葬祭等，または育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の，通常の保育所では対象とならない児童に対し，認可保育所において一時的に保育サービスを行う。

子育て支援短期利用事業(ショートステイ) (児童家庭部)

児童の保護者が社会的理由及び身体的若しくは精神的理由により，家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に，児童を一時的に預かり，養育の支援を行っている。(施設に宿泊することを前提)

(3) 保育サービスの質の向上

保育所は、安心して子どもを預けられる施設であることはもとより、多様化する保育ニーズへのきめ細かな対応などが期待されていることから、保育サービスの質の向上がますます求められています。

これに応えるためには、保育所職員個々の専門性を高めることが必要であることから、札幌市が主催する研修会を開催するほか、社会福祉協議会、私立保育所連合会、日本保育協会等が主催する研修会への参加を、今後も促進していきます。

また、保育所の運営面においても、利用者が必要とする様々な情報の積極的な提供、苦情に対する客観的かつ適切な対応を行うための体制の確立、保育サービスの質についての公正かつ適切な評価のための仕組みの導入などが、保育施設の質の向上にとって重要です。

札幌市は各保育所と緊密な連携を図り、これらのことが着実に進展するよう努めます。

さらに、認可外保育施設（事業所内を含む。）を設置する場合は、札幌市に届け出る事となっています。札幌市は、届出を受けた施設について保育の実施状況等を調査し、指導監査基準に基づく指導を実施していますが、今後、認可外保育施設との連携を更に密にすることにより、利用する子どもの保育環境の向上を図ります。

= 個別事業 =

苦情処理体制の確立（児童家庭部）

保育サービスに伴う利用者からの苦情の解決のため、保育園における苦情処理体制の充実を図るとともに、適切な運用を推進する。

保育所等の職員の研修（児童家庭部）

保育所職員の資質の向上を図り、子育て支援を効果的に進めるための知識や技術を習得する。研修会は、社会福祉協議会主催〔11回〕・私立保育所連合会主催〔4回〕・保育センター〔1回〕・日本保育協会主催〔7回〕・こども未来財団主催〔1回〕・札幌市主催〔5回〕等実施されている。保育所職員としての重要な役割と機能を果たすため、より一層の研修等の充実を図っていく。

認可外保育施設立入調査（巡回指導）（児童家庭部）

認可外保育施設に対して一層の指導監督が必要とされるため、立入調査（巡回指導）及び認可外保育施設立ち上げに対する事前指導等の徹底・強化することをもって児童の健全育成を図ります。今後認可外保育施設数が増加するか否かは流動的であると考えられるが、認可外保育施設に、運営状況報告書を提出させるとともに実態把握及び指導を通して質の向上を図る。

(4) 放課後における児童の健全な育成

近年の都市化，核家族化の進展，女性の就労の増加により，子どもを取り巻く環境が大きく変化し，さらに出生率の低下，遊び場の不足など家庭や地域における児童健全育成上，憂慮すべき事態が進行しています。まさに次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくりが，児童福祉の立場から緊急の課題になっています。

札幌市では，これまで子どもの放課後生活を豊かにし，異年齢集団での遊びを通して，地域における子どもたちの交流をより一層深めることを目的に，一般児童・留守家庭児童を区別しない全児童対策を基本とした放課後児童の健全育成対策を行ってきました。

このうち留守家庭児童対策としては，児童会館及びミニ児童会館内で開設の「児童クラブ」，小学校の余裕教室を利用した「学校施設方式児童育成会」，地域の父母などが運営をする「民間施設方式児童育成会」の3方式を実施しています。

また，小学生の行動範囲や安全の確保に配慮し，身近で通い慣れた小学校施設内へのミニ児童会館の整備を広く展開し，「児童クラブ」を推進する場としても活用しています。

しかし，放課後児童の「居場所」として既存の児童会館等では対応できない地域や児童クラブ等がない小学校区（空白校区 38 か所）があり，これを解消するため，今後の重点目標を空白校区への「児童クラブ」の新規整備とし，教育委員会等との連携を図るなかで進めていきます。

さらに，障がいを持つ児童の豊かな放課後生活を実現するとともに，健常児との交流を促し，安心して子育てができる環境を整えることで，地域での障がいを持つ児童の自立支援の促進を図っていきます。

= 個別事業 =

留守家庭児童対策事業（児童クラブ）（児童家庭部）

児童会館及びミニ児童会館において，保護者，地域，関係機関等とともに留守家庭児童の安全確保と健全育成を図る。

学校施設方式児童育成会（児童家庭部）

昭和57年に「児童健全育成事業実施要綱」を制定し，小学校1～3年及び4年（障害のある児童に限る。）で放課後帰宅しても保護者が就労等により不在のため，適切な保護指導が受けられない児童を対象に，小学校の空き教室を利用して開設している。

民間施設方式育成会助成金（児童家庭部）

登録基準内の児童10名以上が登録されている民間施設方式の児童育成会に対して，助成金を交付し，保護者の経済的負担の軽減を図り，低学年児童と障がいのある児童の居場所づくりを推進し，空白校区の解消を図る。

児童会館・ミニ児童会館整備事業 (児童家庭部)

放課後の「居場所」として児童会館でカバーできない地域について、補完する施設として小学校施設内に児童会館機能を備えたミニ児童会館を整備し、放課後児童の健全育成に努める。

基本施策 5 特別な援助を要する家庭への支援

(1) ひとり親家庭への支援

現在、我が国の経済情勢は非常に厳しく、特に母子家庭の母親は就業面で不利な状況に置かれており、その生活は極めて厳しいものとなっています。札幌市は、他の政令指定都市と比べて離婚率が高く、母子家庭は増加傾向にあります。少子化の影響で父子家庭は減少傾向にあります。さらに、児童扶養手当を受給する世帯が多いことから、経済基盤が確立されていない若年で離婚し、ひとり親家庭となっている実態がうかがえます。

また、母子家庭については、平成 14 年度に児童扶養手当の所得制限が見直され、その就業を確保することが一層強く求められています。

平成 10 年度に実施された「全国母子世帯等調査」によると、ひとり親家庭が困っていることとして、母子家庭では「家計」、「仕事」、「住居」が、一方、父子家庭では「家事」、「家計」、「健康」が上位を占めています。

この結果からも、母子家庭に対しては就業支援が、また父子家庭に対しては日常生活支援が特に求められています。

札幌市では、母子家庭に対して、平成 15 年 10 月に開始した「母子家庭等就業支援センター事業」により、就業を支援していきます。

また、「母子家庭等自立促進計画」を策定し、具体的な自立支援策について検討します。

さらに、父子家庭については、利用しやすい日常生活支援策や何らかの経済支援について、調査研究を行ってまいります。

ひとり親家庭の子どもに対しても、これらの支援策によって、一般家庭の子どもと同様に福祉の充実を図るよう努めます。

政令指定都市の児童扶養手当受給割合と離婚率

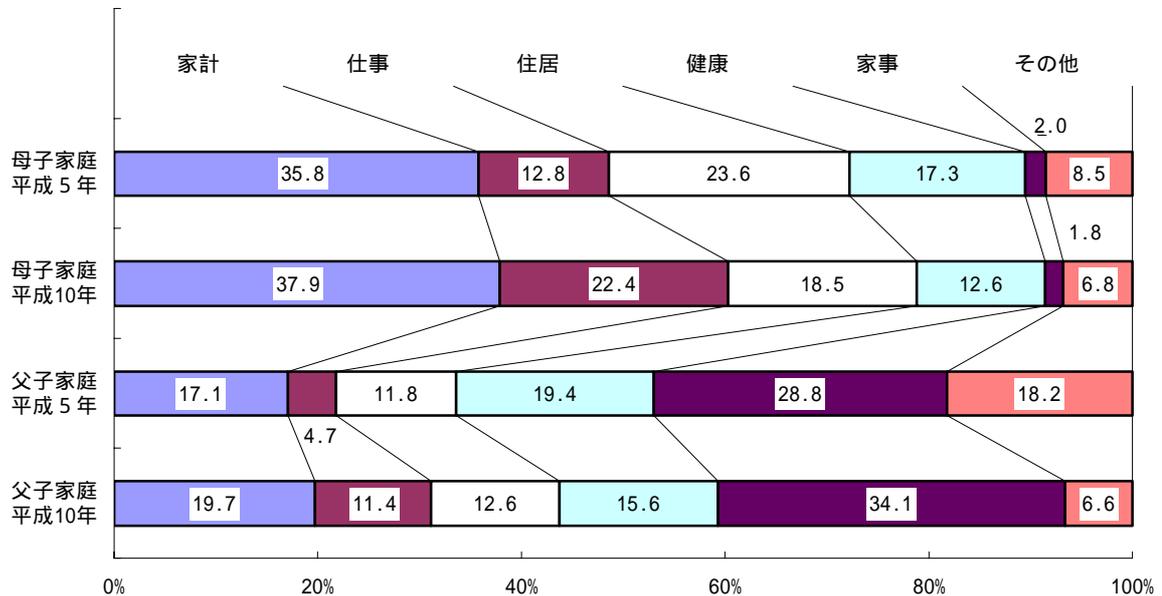
市	児童扶養手当受給割合 1)	離婚率 2)
札幌市	2.23%	2.85
仙台市	1.45%	2.24
千葉市	1.46%	2.31
川崎市	1.08%	2.44
横浜市	1.18%	2.30
名古屋市	1.59%	2.38
京都市	1.76%	2.40
大阪市	2.26%	3.18
神戸市	1.81%	2.53
広島市	1.60%	2.34
北九州市	2.47%	2.79
福岡市	2.10%	2.84

注：1)受給割合は、全世帯数に対するもの。

2)離婚率：年間離婚件数/10月1日現在の人口×1,000

資料 厚生労働省

ひとり親等本人が困っていること



資料 厚生労働省「全国母子世帯等調査」(平成10年)

= 個別事業 =

母子家庭等自立促進計画の策定 (児童家庭部)

母子家庭等の経済的自立を促進するため、母子家庭等の現状を把握するとともに、生活の安定と向上のための具体的な対応策等に関する計画を策定する。

母子家庭等就業支援センター事業 (児童家庭部)

母子家庭等の経済的自立を促進するため、就業相談や就職のための資格取得講習会の実施、さらには就業情報の提供から職業紹介に至る一貫した就業支援サービスを実施している。

母子緊急一時保護事業 (児童家庭部)

夫等からの暴力により心身の安全が脅かされ、緊急に保護する必要がある女性及び同伴する児童を一時的に保護する事業で、避難者に対し居室及び日常生活用品を提供するとともに相談・指導を行い自立へ向けての支援を行っている。

母子生活支援施設 (児童家庭部)

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、生活・住宅・就職等の解決困難な問題を抱えているため、児童の福祉に欠ける場合に、その女子と児童を保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援することを目的とする施設であり、入所している母子に対し生活の場を提供するとともに、自立のための支援・相談・指導を行う。

母子家庭等日常生活支援事業 (児童家庭部)

母子・父子家庭及び寡婦が、修学等の自立促進のために必要な事由や疾病等により、一時的に生活援助が必要な場合に、その生活を支援する者を派遣し、生活の安定を図る。

母子福祉資金貸付事業 (児童家庭部)

母子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために必要な資金を貸付ける。資金の中でも、扶養する児童の修学に要する費用の需要が多い。

児童扶養手当 (児童家庭部)

父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護する母または養育者に、児童が満18歳到達の年度末まで児童扶養手当を支給する。

母子家庭等医療費助成 (健康衛生部)

母子家庭等の母と子に対し、保健の向上と福祉の保持と増進を図ることを目的に医療費の一部を助成する。

(2) 障がい・発達に遅れのある子どもへの支援

障がいや発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向け、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制の充実が求められています。

現在、乳児期の疾病や異常を早期に発見するため、発達の状況に関する相談や保健指導等を行っています。早期療育の観点からは医師の診断に基づき、身体や知的面での発達状況に応じた対応はもとより、言葉の遅れなどで心配のある子どもやその保護者に対する各種の相談及び療育支援事業を行っています。

また、就学前の子どもの受入れ機関である、各種障がい児通園・入所施設に加えて、幼稚園や保育所においても障がいがある子どもの受入れに努めています。

一方、学校教育においても、障がいの種類と程度に応じた教育の場を整備し、発達段階に応じた教育の充実に努めてまいりました。

このような中で、昨今は、障がいの有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識上の障壁を解消することが大切であるとの考えが急速に広まりつつあります。

障がいのある子どもにとって、今後の学校教育において課題となっているのは、社会参加・自立の基盤となる「生きる力」を育成することを目指し、一人ひとりのニーズに応じた特別な教育的支援の充実を図ることです。

学校卒業後の進路については、福祉・教育関係機関等との連携のもとに、社会へ円滑に移行するための適切な支援を行う必要があります。

乳幼児期から学校卒業後まで、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、一貫した相談支援体制を充実させるため、療育、教育、医療、福祉関係機関などにおいて、連携の強化を図ります。

また、その子どもが、居住する身近な地域において、一人ひとりのニーズに応じた支援を受け、「生きる力」の育成を図り、他の子どもたちとともに互いを認め合い、地域社会のなかで充実した生活を送ることができるよう支援します。

= 個別事業 =

児童障害居宅介護事業 (保健福祉局保健福祉部)

障がいのため、日常生活を営むのに支障がある児童に対し、身体介護、家事援助、移動介護などホームヘルパーによる日常生活の支援を行う。

障害児(者)地域療育等支援施設事業 (保健福祉局保健福祉部)

在宅の障がい児(者)の地域生活を支援するため、身近な地域で相談や療育指導が受けられるよう、障がい児(者)施設に専門の職員を配置し、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行う。

児童障害短期入所事業 (保健福祉局保健福祉部)

障がいのある児童を介護している方が、病気・出産・事故などのために、一時的に家庭で介護できない場合や介護疲れをいやす場合などに、障がいのある児童を一時的に施設で預かる。

在宅心身障害者(児)紙おむつサービス事業 (保健福祉局保健福祉部)

常におむつを使用している、在宅で重度の障がいがある児童(原則3歳以上)に、紙おむつを支給する。

障害者(児)日常生活用具給付等事業 (保健福祉局保健福祉部)

重度の障がいのある人、児童に対し、日常生活を容易にするため、浴槽、便器等の日常生活用具の給付を行う。

重度身体障害者(児)自助具給付事業 (保健福祉局保健福祉部)

在宅の身体に障がいのある人、児童に対し、日常動作を補う自助具を給付し、日常生活の便宜を図る。

障害児福祉手当 (保健福祉局保健福祉部)

在宅の重度障がい児に対し、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給する。

特別児童扶養手当 (保健福祉局保健福祉部)

精神又は身体に障がいを有する児童を養育している方に、手当を支給することにより福祉の増進を図る。

児童デイサービス事業 (保健福祉局保健福祉部)

障がいのある幼児に対し通園の方法により日常生活動作における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。

重症心身障害児(者)通園事業 (保健福祉局保健福祉部)

在宅の重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行う。

自閉症・発達障がい支援センター事業 (保健福祉局保健福祉部)

自閉症児者を支援するため、平成17年秋開設予定の自閉症者専門施設に当該センターを併設する。当該センターでは、高機能自閉症、アスペルガーなど発達障害のある子どもから大人までを対象とし、本人、家族を支援するために相談、療育相談などを実施する。

障害児保育事業(障害児保育巡回指導含む) (児童家庭部)

保育に欠ける心身に障がいを有する児童を認可保育園に入園させ、健常児とともに集団保育を行うことにより、障がい児の成長発達を促進させるなど当該児童の福祉の増進を図る。

肢体不自由児通園施設 (児童福祉総合センター)

就学前の肢体不自由児が保護者と共に通園し、療育機能訓練を行いながら、基本的な生活習慣の習得と心身の発達支援を促進する。また、保護者には家庭での育児と療育や就学等についての助言・援助を行う。

知的障がい児（通園）施設事業 （児童福祉総合センター）

知的発達に心配のある就学前の児童を対象に療育指導を行い、日々の生活や遊びの中で人との関わりを通して情緒の安定を図り、早期療育の場として心身の発達を支援している。

児童福祉施設措置市単独扶助事業 （児童福祉総合センター）

養護施設、知的障がい児施設、重度心身障がい児施設に入所している児童と里親に委託している児童の心身の健全な育成を図るため支給している。

療育支援事業さっば・こども広場 （児童福祉総合センター）

発達に心配のある子どもの療育支援を行っている。

重度重複障がい児等外来保育 （児童福祉総合センター）

小児リハビリテーションに通う重度重複障がいなどの乳幼児に対し、保育を実施する。

先天性障がい児早期療育事業 （児童福祉総合センター）

ダウン症などの先天性の疾患をもつ乳幼児へ早期に療育を行うことにより発達を促すとともに保護者の障がいへの受容及び早期療育への理解を深め、不安の軽減を図る。

難聴幼児療育事業 （児童福祉総合センター）

難聴児童に対する療育については、これまで重度児は聾学校を中心に、また軽中難聴児については難聴通級指導教室を中心に行なわれてきた。平成10年度から、当所において軽中難聴幼児への早期の相談療育を実施し、平成11年度より聞こえと発達相談、医療相談を実施している。

重度心身障害者医療費助成 （健康衛生部）

重度の障がい者に対し、保健の向上と福祉の保持と増進を図ることを目的に医療費の一部を助成する。

養護学校看護師配置モデル事業 （学校教育部）

養護学校における医療的ケア体制の今後のあり方を検討・実証するためのモデル事業を行う。
4-5再掲

特別支援教育基本計画に基づく学びの支援プランの推進 （学校教育部）

乳幼児期から社会の移行期までの継続的な相談・支援が行えるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図り、学びを支援するための総合的な取組みを「学びの支援プラン」として推進する。
4-5再掲

特別支援教育基本計画に基づく地域学習の推進 （学校教育部）

盲・聾・養護学校等に在籍する児童生徒が、自分の暮らす地域での学習活動等を通じて地域の子どもたちとふれあうことを目的とした「地域学習校」の取組みを推進する。
4-5再掲

特殊学級の整備推進 （学校教育部）

特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、ニーズに応じた指導を行う特殊学級の整備を推進する。
4-5再掲

基本目標3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

基本施策1 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成

「子どもの権利条約」は、18歳未満のすべての人の基本的人権の尊重を促進することを目的に、1989年（平成元年）に国連で採択されました。この条約では、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という4つの権利を定め、「子どもの最善に利益」の確保、すなわち、子どもに関することはあくまでも子ども主体で考え、子どもにとって最も良いものに決めるということが大人の義務としてうたわれています。

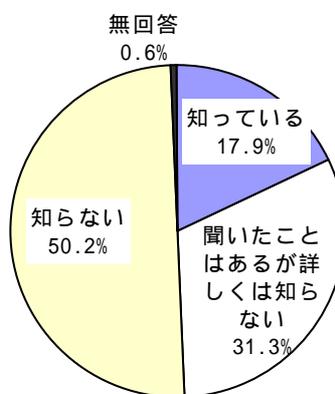
しかし、いまだに世界各地では、貧困や飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取などが頻発し、また、日本においても、いじめや不登校、援助交際、児童の性を露骨に表現したポルノグラフィーなど、子どもを取り巻く問題はますます深刻化しています。

我が国は、1994年（平成6年）の批准・発効以後、立法措置や行政措置などにより子どもを守るための対策を進めてきています。また、札幌市においても、啓発パンフレットを作成・配付するなど多くの市民に「子どもの権利条約」を知ってもらうための各種事業を実施してきました。

しかし、平成15年度に実施した「札幌市青少年基本調査」において、「子どもの権利条約」について、半数が「知らない」と回答していることから、今後より一層の普及啓発に努めていく必要があります。

そこで、未来を担う子どもたちを守るために「（仮称）札幌市子どもの権利条例」の制定を目指すとともに、市民の「子どもの権利」に対する意識の醸成に努めていきます。

「子どもの権利条約」について知っているか



資料 札幌市児童家庭部「札幌市青少年基本調査」（平成15年）

= 個別事業 =

仮）「札幌市子どもの権利条例」の制定及び推進（児童家庭部）

札幌の未来を担う子ども一人ひとりの権利を守り育むため、「子どもの権利条約」について広く市民議論を高めながら「子どもの権利条例」の制定に取り組む。

「子どもの権利条約」啓発事業 (児童家庭部)

わが国が平成6年に批准・発行した「子どもの権利条約」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重の促進を目的としたものです。子どもをめぐる様々な問題が深刻化している中で、子どもの権利に関する市民啓発・問題意識の醸成を図ることが重要となり、各種啓発事業により、その認識を深める。

子ども議会 (児童家庭部)

未来を担う子どもたちに札幌のまちづくりについて考えてもらい、市政への参加と理解を促進する機会とするとともに、子どもが主体となる議会とし、議会を通じて子どもの権利条約の意見表明権などを体現する場として、権利条約について市民への啓発、議論の喚起を促す。

基本施策 2 子どもを見守る地域の連携

子どもたちを取り巻く環境は、核家族化や地域での人間関係の希薄化が進む中で、非行、いじめ、不登校、児童虐待の増加や少年犯罪の凶悪化・低年齢化が進むなど発達途上にある子どもたちの人格形成に強い影響力を及ぼしております。また、有害なビデオ、パソコンソフト等の販売や「出会い系サイト」等の新たな形態の出現により、子どもたちも被害を受けるなど憂慮すべき状況にあります。

地域社会における子どもたちが、安全に過ごせるよう、仲間関係の形成や子どもの社会性発達と規範意識の形成を図れるよう、地域、家庭、学校等が連携して、青少年育成委員等による巡回パトロールや「青少年を見守る店」の設置、有害環境浄化、児童虐待に関する通報体制の確立に向けて児童虐待予防地区協力員の要請、家庭内で育児などの家庭責任を男女がともに担い、支えあっていく意識の実現に向けた啓発事業、子どもに関する関係機関が集って行うネットワーク会議の開催等を行っています。

地域における子どもたちを育成するにあたり、地域全体で子どもたちを見守ることが不可欠であり、関係機関・団体等が連携を図り緊密な関係を維持することが重要です。

関係機関等が連携するにあたり、組織の閉鎖性、日常業務の多忙のほか、情報交換に伴う守秘義務や個人情報保護の問題等があります。これらの問題を考慮した連携体制を維持することが課題となっています。

子どもたちが自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心を育てていくため、子どもに関する関係機関が情報を交換し、情報を共有し、情報の取り扱いについて検討するなど、子どもを見守るための地域、家庭、学校の連携を強化していきます。

青少年育成委員会

青少年の健全育成に関する活動を推進するため、地域における先導的役割を担う組織として、連合町内会単位に設置している。

90地区 1,800人(定数)

児童虐待予防地域協力員

地域における民生・児童委員、主任児童委員、青少年育成委員等が研修会に参加し、協力員として登録し、虐待に関する情報について通報協力する

平成14年度研修会参加(登録者)人数 計3,707人

青少年を見守る店の登録

平成13年度 6,430店

平成14年度 6,510店

= 個別事業 =

青少年育成委員会 (児童家庭部)

地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を設置し、青少年の健全育成事業や地域における環境対策事業を実施している。

4-1再掲

心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動 (児童家庭部)

1988年4月に、それまでの「非行化防止」から「健全育成」を重点とした市民運動を推進し、全市的な取組みとしての「青少年を見守る店」の登録推進運動や、各地域での啓発行動を展開している。

各中学校区青少年健全育成推進会 (児童家庭部)

「心豊かな青少年をはぐくむ市民運動」の趣旨に基づき、学校、家庭、地域の連携の場として機能し、青少年の健全育成・非行化防止の推進に寄与することを目的に、市内の市立中学校のすべて(97校)に設けられ、本市として活動費年8万円を補助している。

児童虐待予防地域協力員養成・育成事業 (児童福祉総合センター)

家庭の密室で発生する児童虐待に対して、早期発見・早期対応を図るため、児童虐待予防地域協力員の養成・育成を行なう。

区児童虐待予防・防止ネットワーク事業 (健康衛生部)

各区保健センターにおいて、児童虐待の予防・防止、早期発見及び虐待事例への円滑な支援を行う地域ネットワークを構築するために、関係機関代表者による連絡調整会議、事例検討会、研修会等を行う。

男女共同参画における仕事と家庭の両立支援を推進するための啓発 (男女共同参画推進室)

次世代を育むにあたっては、家庭内で家事・育児などの家庭責任を男女がともに担い、支えあっていくとともに、結婚・出産時においても継続的に働き続けることができ、さらにこれらの事由により仕事を中断した女性がスム・ズに社会復帰できるような職場づくりなど男女を問わず仕事と家庭の両立支援に向けた理解の促進に努めます。

<2-3再掲>

基本施策3 子どもに関する相談・支援体制の充実

近年の子どもたちを取り巻く諸問題は、いじめ、不登校、ひきこもり、児童虐待、非行や対人・親子関係の不調和、個人的悩み、社会的な自立の遅れなど様々な問題が複雑に絡み合っています。

札幌市では、子どもに関する諸問題を抱えている子どもや家庭に対して、少年アシストセンター、児童福祉総合センター、精神保健福祉センター、教育センター等の様々な相談機関が、電話、面談、メール、訪問等による相談・支援を行っています。また、子どもたちの非行等問題行動や虐待等による犯罪や事件を未然に防止するため、気になる子どもたちに「声かけ」、「対話」を通して「相談」につなげる巡回指導や社会的に不適応を示す児童に対して「メンタルフレンド」として登録した学生の派遣を行っています。

各相談機関では、多くの子どもたちや保護者の悩みを少しでも解消するために、多くの時間をかけておりますが、問題行動の早期発見、適切な助言、何らかの支援体制を取ることが不可欠です。

今後は、子どもたち本人や子どもに関する悩みを抱えている保護者たちが初期の段階で気軽に相談できる体制、相談者のプライバシーを保護するための施設の整備、相談員等の資質の向上、一次的な相談機関・専門的相談機関・その他関係団体等がより一層の連携を取りながら、お互いに情報収集・情報提供や協力依頼ができるネットワーク化の構築等、子どもたちがより深刻な状態に陥る前に早期発見し、早期解決するために関係機関の連携や相談業務等の充実を推進していきます。

主な相談機関の受案件数

名 称	平成12年度	13年度	14年度	備 考
少年アシストセンター	-	973	1,784	平成13年4月スタート (実人数)
児童福祉総合センター	3,869	4,368	4,418	相談種別受案件数
教 育 セ ン タ ー	3,491	3,174	3,174	一般、障害児、幼児教育相談
児 童 虐 待 受 理 件 数	252	301	226	ネグレクトを含む

資料 札幌市児童家庭部

= 個 別 事 業 =

思春期特定相談事業 (保健福祉局保健福祉部)

心の問題に悩んでいる青少年(概ね12~20歳)や家族に対して、電話や面接による相談を行うとともに、青少年に携わる専門職に対して、コンサルテーション(指導・助言)、研修会や講演会を企画する。

4-3再掲

思春期の相談・指導事業 (児童家庭部)

思春期の子ども様々な課題に対処するために、電話・面談による相談や街頭における巡回指導などを拡充していきます。

4-3再掲

相談か所・相談員の増加 (児童家庭部)

非行の未然防止や早期発見に努めるために数多くの子どもたちと接し、声かけから対話を通じて心の悩みを解消するため、相談箇所と相談員の増を図る。

虐待家族支援事業 (児童福祉総合センター)

虐待した保護者に対してグループカウンセリングを通して虐待の認識を深め、再発防止を促進していく。

家族再統合支援事業 (児童福祉総合センター)

児童虐待により長期にわたり親子分離が継続しているケースが増加している。このため、児童福祉司・心理判定員・精神科医師等の連携により親子関係の修復を促進し家族再統合を支援する。

家庭児童相談員配置 (児童福祉総合センター)

各区保健福祉部に家庭児童相談員1名を配置し、児童問題の相談窓口として、関係機関・団体との連携を図りながら問題解決にあたっている。

相談体制の充実 (児童福祉総合センター)

0歳から18歳未満の児童に関するすべての相談に対応するために国の算定基準(平成15年度現在25人)に基づいた人数以上の児童福祉司を配置する。

子ども電話相談事業 (児童福祉総合センター)

児童本人や育児等に悩む親からの電話相談に対し、適切な助言や他機関の紹介を行う。

メンタルフレンド派遣事業 (児童福祉総合センター)

社会的不適応を示し、家庭に引きこもりがちな児童を対象に、「メンタルフレンド」として登録した学生を派遣し、遊びやふれあいを通じて児童の社会性や自主性の伸長を援助する。

児童家庭支援センター運営費補助事業 (児童福祉総合センター)

児童虐待の未然防止,非行防止,保護者の子育て不安の解消等,児童相談所の補完機能を有し,複雑多様化する児童問題を扱う地域に密着した24時間対応可能な相談窓口。

不登校児等グループ指導 (児童福祉総合センター)

不登校相談の児童を対象に、同年代の児童との交流を通じて、自主性や社会性を身につけることを目的としてグループ指導を行う。

里親の育成 (児童福祉総合センター)

家庭で養育できない児童を自宅で養育する里親の募集や里親への研修等を通じて里親制度の普及啓発を図る。

基本目標 4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

基本施策 1 多様な体験機会の拡大（体験を広げる）

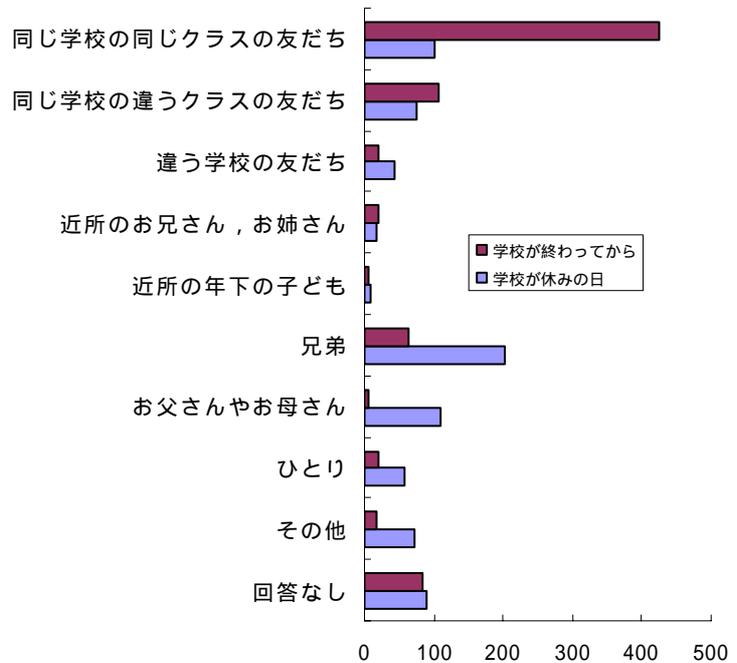
今日の子どもたちは、少子化、都市化、情報化、グローバル化など、家庭や地域を取り巻く社会状況の様々な変化や、子どもにかかわる人々の意識の変化、核家族化によるライフスタイルの変化などにより、多くの影響を受けています。

少子化によって子どもたちは、物質的にも恵まれ、周囲の大人たちから以前にも増して大切に扱われるようになりました。また、日頃から様々なメディアや情報と触れ合う機会が多くなり、携帯電話やインターネットなどの機器を抵抗なく受け入れ、手軽に利用しています。

一方、家族で過ごす機会や子ども同士、特に年齢が異なる子ども同士が集団で過ごす機会が減少し、他人を思いやるなど、人間関係をつくる力が弱くなってきており、社会性の不足や、倫理観、規範意識が希薄になっていることなどが指摘されています。

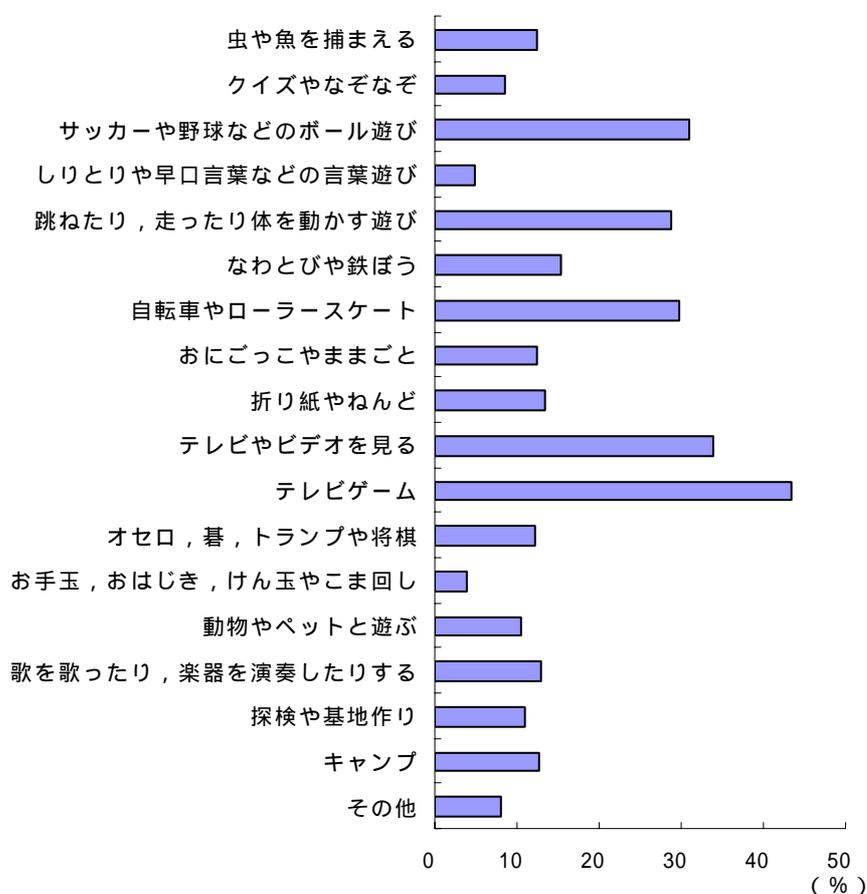
子どもたちが、心身ともにバランスのとれた人間として成長し、他人を思いやる心や豊かな人間性を育んでいくためには、多くの人々とのかかわりの中で、自然体験や、芸術・文化体験などの遊びや学習を通して、子どもの発達のプロセスに応じた多様な体験機会を提供していく必要があります。

だれと遊ぶことが多いですか



資料 札幌市児童家庭部「第5回友遊KID'Sランド アンケート」（平成15年）

どんなことをして遊ぶことが好きですか



資料 札幌市児童家庭部「第5回友遊KID'Sランドアンケート」(平成15年)

= 個別事業 =

博物館体験事業 (生活文化部)

化石採取体験学習会、植物観察会、昆虫採集会などを実施している。

自然探求サポート事業 (生活文化部)

博物館計画推進方針の5大プロジェクトにおける科学奨励制度の一環として平成15年度からスタート。博物館の基本テーマに即した児童の研究活動を支援、奨励してゆく。

夏休みネイチャークラフトフェスティバル (緑化推進部)

豊平公園にて、夏休み期間中の子供たちを対象とした屋外体験プログラム。公園管理で生じた資源を利用したクラフト活動を木工の専門家の指導を受けながら体験する。

4-4再掲

札幌市豊平川さけ科学館親子・子供採卵実習 (緑化推進部)

サケの生態等を学習するために、採卵受精作業や解剖・うろこなどの観察を行う。

一日飼育係（夏及び冬） （円山動物園）

公募により、市内の小学校4～6年生に獣舎内の清掃やエサ作りなど、飼育係の仕事を体験してもらう。

野外体験事業 （生涯学習部）

夏休み・冬休みの長期休業日に、子供たちに野外体験の学習機会を提供する。

博物館講座事業 （生活文化部）

博物館活動センターが主催する各種講座、講演会。

ニッセイ名作劇場 （生活文化部）

小学校高学年を対象に劇団四季のミュージカルを上演する。

Kitaraファーストコンサート （生活文化部）

市内の小学校6年生を対象に、札幌コンサートホールKitara大ホールで、オーケストラ演奏を鑑賞する機会を設ける。

ジュニア・ウィークエンドセミナー （生涯学習部）

学校週5日制が完全実施されたことに伴い、子どもたちが充実した週末を過ごすことができる機会を提供することを目的として、各種体験講座を実施している。

子ども向け行事（映画会など） （中央図書館）

図書館本来の奉仕活動の一環として、文化活動の機会と場の提供を図るため、各種行事を各館独自の計画に基づいて実施している。

特に、子ども向け行事は、映画会、工作会、人形劇など子どもに親しまれる内容とし、図書館に対する興味と関心を喚起することを目的として実施している。

地域ふれあい体験事業 （児童家庭部）

地域の方々が習得している様々な知識や経験などを、広く子どもたちに継承し、多様な価値観を身につけながら主体的に行動できる青少年の育成を図ることを目的として実施している。

4-4再掲

札幌市少年リーダー養成研修 （児童家庭部）

青少年の健全育成を推進するうえで、地域において大きな役割を果たす子ども会活動を円滑に進めるため、活動の中心としてふさわしい資質を持った少年リーダーを育成する。

さっぽろ少年6団交流事業友遊KID'Sランド （児童家庭部）

市内で活動する少年団体の交流の促進及び少年団体への加入促進を目的として、昭和52年度から実施している。

児童会館及びミニ児童会館事業 （児童家庭部）

児童の文化的素養をつちかい、その福祉を増進することを目的とした児童会館や学校の余裕教室を活用したミニ児童会館で、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動（一輪車、卓球、工作など）、野外活動（キャンプ、ハイキングなど）、自主活動（自由遊び、各種ゲームなど）を通して児童の健全育成を図る。

青少年育成委員会 （児童家庭部）

地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を設置し、青少年の健全育成事業や地域における環境対策事業を実施している。

3-2再掲

福祉読本の発行 (保健福祉局保健福祉部)

障がいのある人や高齢者に対する正しい知識の理解を深めるために、小学校高学年を対象とした福祉読本を発行し、福祉の啓発を図る。

国際親善ジュニアスポーツ姉妹都市交流 (スポーツ部)

各姉妹都市の提携記念年に市内中学生で編成した選手団を派遣する。また、提携記念年に該当しない年には全ての姉妹都市を札幌に招請し、姉妹都市間の親善を図っている。なお、ノボシビルスク市への派遣については、提携記念年を2年繰り上げて実施している。

札幌カップ国際アイスホッケー競技大会 (スポーツ部)

札幌市の提唱により、北方都市会議参加都市、姉妹都市に参加を呼びかけ、1989年8月に第1回大会を札幌市において開催し、以後、隔年で開催している。第8回大会は平成15年度に開催であったが、会場となる月寒体育館が改修中であったため、平成16年度開催となった。

少年国際交流事業 (児童家庭部)

国際的視野の広い少年少女の育成を目的に、姉妹都市であるノボシビルスク市(ロシア)及びシンガポール共和国と相互交流や、他国への理解を深めるための事業を実施する。

国際ユースネット21補助事業 (児童家庭部)

世界各国の青少年を招き、道内の青少年との交流を図り、ホームステイや社会見学、文化交流などの様々なプログラムが行われている。本市はそのうちの「札幌プログラム」について一部補助を行っている。

環境プラザにおける環境学習の機会の提供 (環境計画部)

環境教育の拠点施設である環境プラザから、環境学習の機会等を提供する。

基本施策 2 自立を促す企画・参加型体験事業の充実（挑戦する）

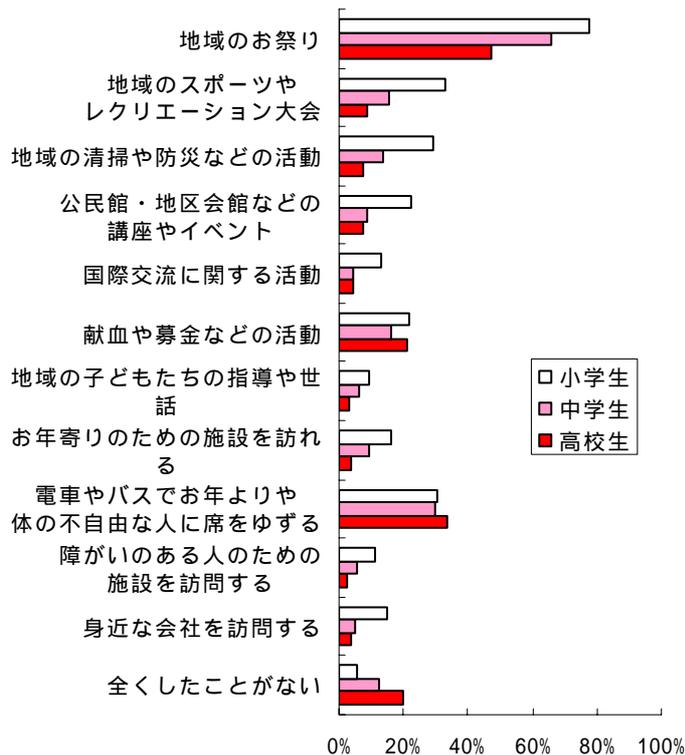
少子化によって子どもたちが大切にされるあまり、家庭では、子どもの行動が抑制されることによって、知らずしらずのうち成長の芽を摘み取ってしまう「過干渉」や「過保護」が見られます。

このように子どもを取り巻く環境が、「自らが考え、行動する」機会に乏しい状況にあることから、子どもの自立を促し、将来の人間形成に役立つ機会を増やしていかなければなりません。

子どもたちが主体的に企画・立案し、自らの意思で挑戦する機会を作ることは、子どもたち自身の日々の生活が生き生きとしたものになるとともに、目の輝いた子どもらしさを身につけることにつながります。さらに、自分の意見を持ち、自己を表現し、他人を理解し、積極的に行動する主体的な自己や自尊の心が育っていくといわれています。

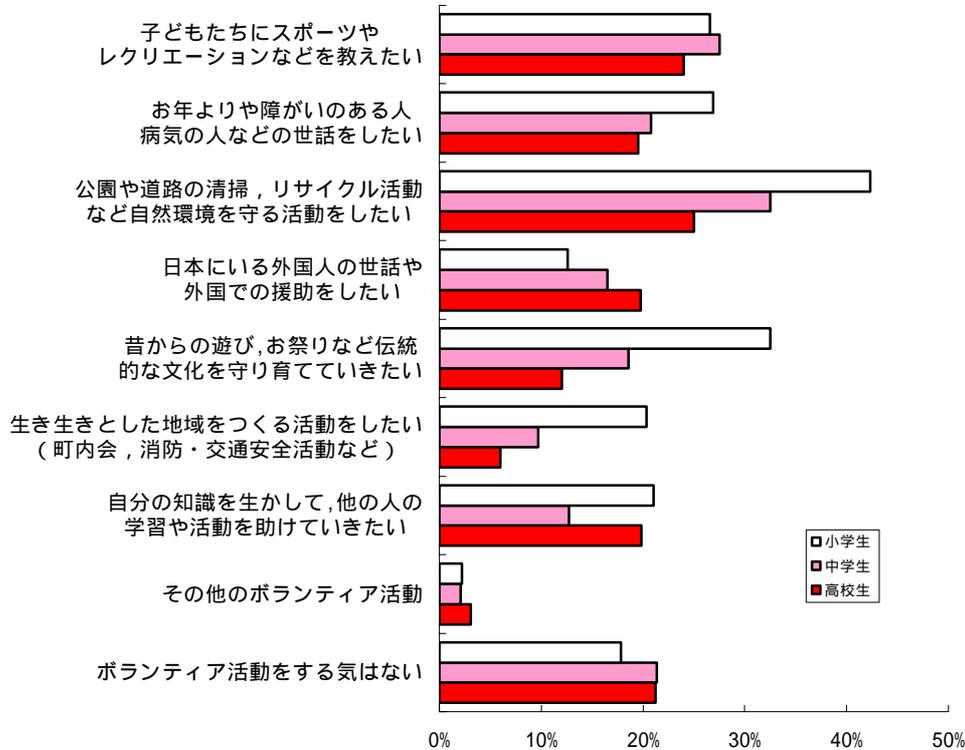
子どもたちが自分自身への信頼感を高め、自信と意欲を抱けるような事業や、自らの力で挑戦し、様々な体験を広げるボランティアや企画型事業・参加型学習など、子どもたちが充実感や満足感を得られる施策を展開していきます。

地域の行事等の参加・活動経験の有無



資料 札幌市児童家庭部「札幌市青少年基本調査」(平成15年)

どんなボランティア活動をしてみたいか



資料 札幌市児童家庭部「札幌市青少年基本調査」（平成15年）

= 個別事業 =

ボランティア体験事業（保健福祉局総務部）

ボランティア活動の振興のため、札幌市社会福祉協議会が実施するボランティア体験事業に対して、補助金を交付する。
今後については、参加者数等を見ながら、事業を推進する。

さっぽろ夢大陸「大志塾（仮称）」事業（児童家庭部）

骨太でたくましい子どもたちを育成するため、多種多様なプログラムを展開し、色々な経験・体験を通して、子どもたちが自主性・創造性を身につけるための支援プログラムとして実施している。

個性あふれる公園整備事業（緑化推進部）

平成5年度から、開設後おおむね20年以上経過した街区公園や近隣公園などを対象に、周辺環境の変化や利用実態、子どもを含む市民ニーズ等を踏まえ、地域に親しまれる公園に再整備している。計画段階から積極的に子どもからお年寄りまで幅広く市民参加を図り、造成後の公園を核とした、あらたなコミュニティの醸成にも貢献するものである。

基本目標 4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

親子ものづくり教室 (産業振興部)

技能労働の現場における人材確保・育成，熟練技能の継承を目的として，小学校等を会場に，技能の大切さ，素晴らしさの啓蒙・普及につながる講座を実施する。

サタデー・テーリング (事業管理部)

子どもたちが自主的に「ふるさと札幌」を学習して歩く手助けとなるとともに，公共交通機関の便利さや快適さを学んでもらい，併せて交通マナーを身につけてもらうことを目的に，小学校4～6年生を主な対象とした市内34か所のポイントを回るスタンプラリーを実施する。

基本施策 3 思春期の心と身体健康づくり

思春期といわれる時期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べ精神的・社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。

近年、思春期における性行動が活発化していることを背景に、望まぬ妊娠・人工妊娠中絶や性感染症が増加しており、また、薬物乱用、喫煙・飲酒、過剰なダイエットなどの問題行動も増加してきています。

あわせて、心身症、不登校、ひきこもりをはじめとした思春期特有の心の問題も深刻化してきています。

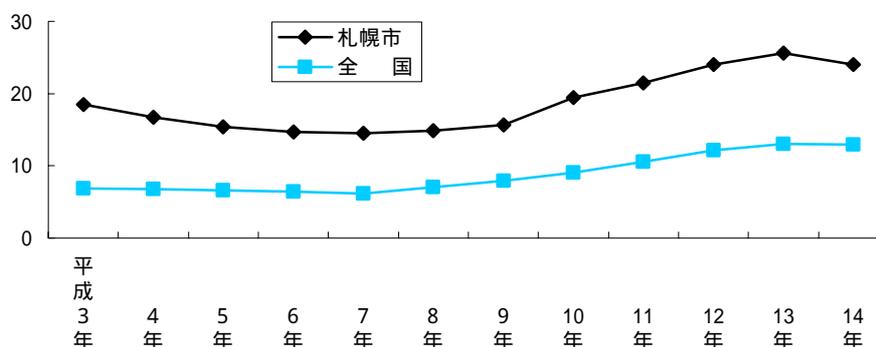
これらの問題は、本人の生涯にわたる健康に影響するだけでなく、次世代を生み育てることへの悪影響も心配されています。

札幌市では、これら思春期の子どもを蝕んでいる様々な健康問題に対して、子どもや保護者に対する相談・指導事業等を行うとともに、学校にスクールカウンセラーを配置して児童・生徒が抱えるストレスの解消やいじめ、不登校などの未然防止や改善に努めています。

また、学校教育において、児童・生徒が自らの健康問題を主体的に解決し、健康的な生活が送れるよう、母子保健や関係機関との連携により健康教育を実施するとともに、家庭における教育力の向上を目指して、保護者に対する学習の機会を提供しています。

今後とも、思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や心の健康相談等の充実を図るとともに、保健・医療・福祉・教育の関係者の連携を一層強化し、家庭・学校・地域における支援システムを整備することが重要です。

10代の人工妊娠中絶率¹⁾



注：1) 15～20歳未満の女子人口千対の率

資料 札幌市健康衛生部「札幌市衛生年俵」
厚生労働省「母体保護統計」

= 個別事業 =

思春期ヘルスケア事業 (健康衛生部)

小・中・高校生を対象として、自らの健康問題を主体的に解決する能力を育てると共に、健全な父性・母性の育成を図るために、保健センターの専門職が学校に出向き「性等に関する健康教育」を行う他、保健センターにおいて乳幼児とふれあう「体験学習」を行う。
(平成14年度開始)

スクールカウンセラー活用事業 (学校教育部)

学校に児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、学校の相談体制を充実させ、生徒が抱えるストレスの解消やいじめや不登校などの生徒指導上の課題の未然防止や改善を図る。

4-5再掲

思春期の相談・指導事業 (児童家庭部)

思春期の子どものような課題に対処するために、電話・面談による相談や街頭における巡回指導などを拡充していきます。

3-3再掲

若者の性に関する普及啓発 (健康衛生部)

望まぬ妊娠や性感染症の予防を一層推進するため、産婦人科等の関係機関との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者に対する予防知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を充実する。

思春期特定相談事業 (保健福祉局保健福祉部)

心の問題に悩んでいる青少年(概ね12~20歳)や家族に対して、電話や面接による相談を行うとともに、青少年に携わる専門職に対して、コンサルテーション(指導・助言)、研修会や講演会を企画する。

3-3再掲

思春期精神保健ネットワーク会議 (保健福祉局保健福祉部)

思春期(概ね12~20歳)の精神保健に携わる保健福祉・医療・教育・司法の各関係機関で、相互に情報交換を行ったり、複雑困難ケースについて検討を行うなどして、思春期精神保健対策の円滑な推進を図ることを目的とした会議。

札幌市家庭教育学級事業 (生涯学習部)

家庭における教育力の向上のため、家庭教育の知識・子どもの心理の理解・親の役割などについて、相互に計画的・継続的に学習する場として開設している。

4-4再掲

基本施策 4 子どもを支援する環境の整備

子ども期は、人格の基礎を形成する時期であるとともに、今後の人生を左右すべき大切な時期でもあり、次代を担う存在として、周りの支援が欠かせない時期でもあります。

この支援が十分に機能するためには、子どもを取り巻く家庭や学校、地域社会が各々の役割を踏まえ、子どもたちを心身ともに健やかに育てていくことが重要です。

子どもたちには、時には思いどおりにいかない現実や、理屈に合わない矛盾などに直面し、結果として失敗することになっても、途中で悩んだり、困ったりすることによって人間としての総合的な能力が育まれていくといわれています。

このような総合的な力をつけ、将来に向け自己を確立するためには、挫折や悩み等を含めた体験を、成長段階に応じて豊かに積み重ね「心豊かにたくましく生きる」ことが不可欠であり、周囲の大人がこれを応援していくことが必要です。

子どもの育成にかかわる家庭・学校・地域の連携協力を一層推進するとともに、それぞれが本来持っている教育力の活性化を促進していきます。また、子どもの遊び場や居場所づくりの検討を進め、子どもたちが学習や遊びなどの活動しやすい環境を整えることを進めていきます。

= 個別事業 =

札幌市家庭教育学級事業 (生涯学習部)

家庭における教育力の向上のため、家庭教育の知識・子どもの心理の理解・親の役割などについて、相互に計画的・継続的に学習する場として開設している。
4-3再掲

夏休みネイチャークラフトフェスティバル (緑化推進部)

豊平公園にて、夏休み期間中の子供たちを対象とした屋外体験プログラム。公園管理で生じた資源を利用したクラフト活動を木工の専門家の指導を受けながら体験する。
4-1再掲

親子夜の動物ウォッチング (円山動物園)

公募により、夏休み中の2日間市内の小中学生とその親あわせて240名(一日あたり120名)が、飼育係の案内により普段見ることのできない動物の夜の生態について学習する。

下水道科学館フェスタ (下水道局総務部)

下水道科学館において、小学生以下の子どもを主な対象とした、下水道に関するイベントを実施し、楽しみながら下水道への理解を深める。

夏休み親子水道施設見学会 (水道局総務部)

夏休み期間中に、小学3～6年生の児童及びその保護者を対象として、ダム、浄水場などの水道施設を見学する。
体験型の学習を通じて、水資源の有限性、水の貴重さ、水資源開発の重要性等を認識するとともに、水道事業への理解を深める。

学校開放地域活動モデル事業 (生涯学習部)

子どもを豊かにはぐくんでいくための地域教育力の向上を図り、学校と地域との連携を図ることを目的として実施している。自然体験学習や社会体験活動、世代間交流など子ども向けのプログラムを企画実施するほか、地域人材の情報収集と活用、学校施設利用の在り方の検討などを行っている。

学校図書館地域開放事業 (生涯学習部)

学校の図書室を、地域における身近な文化施設として開放し、地域住民の読書活動を盛んにし、おとなと子ども、おとな相互の交流の場を広げ、地域の教育力向上及び青少年の健全育成に役立つことをねらいとして実施している。開放する学校のPTAと事業の委託契約をし、日常活動はボランティアを中心に行っている。

地域ふれあい体験事業 (児童家庭部)

地域の方々が習得している様々な知識や経験などを、広く子どもたちに継承し、多様な価値観を身につけながら主体的に行動できる青少年の育成を図ることを目的として実施している。

4-1再掲

少年団体活動補助事業 (児童家庭部)

市内で活動する少年団体の活動に対し、活動費・研修費の一部補助を行っている。

児童会館の地域への開放 (児童家庭部)

児童会館の児童が利用していない時間帯において地域住民の社会教育、福祉関連事業や団体活動のために児童会館を開放している。

子どもに関する広報・啓発事業 (児童家庭部)

広報誌を発行し、子どもの育成に必要な情報を発信するとともに、相談窓口の紹介や非行防止など、子どもたちへの啓発活動を行っている。

子どものための市民学習事業 (児童家庭部)

子どもの育成に必要な知識、情報などを保護者、地域などで育成に関る方などを対象に、あしすと講座、あしすと出前講座、少年問題を考える研修会を実施している。

青少年指導者育成事業 (生涯学習部)

子どもたちの野外活動の指導やさまざまな実践活動を支援するボランティア人材を育成している。

PTA活動の支援事業 (生涯学習部)

青少年の健全育成や、学校、家庭、地域の連携を推進するPTAの指導者養成や諸事業についての支援を行う。

子ども向け図書資料の充実 (中央図書館)

図書館(室)は、地域の身近な情報拠点として、子どもたちに図書資料を通して社会・文化・知識・市民生活等への関心や教養を深め、また、必要とする情報を提供する施設であり、そのために必要とする図書資料の充実を図る。

札幌市青少年キャンプ場 (児童家庭部)

市内の青少年を主体に、キャンプを通じて団体生活と共同精神の醸成を図り、たくましい心と丈夫な体作りを目的とし、併せて市民のふれあいの場として青少年キャンプ場を設置している。

こども劇場運営事業 (児童家庭部)

こども人形劇場「こぐま座」及びこどもの劇場「やまびこ座」において、人形劇及び児童劇等の鑑賞を通じて子どもたちの豊かな情操を育むとともに、市民劇団やサークルなどの育成・支援を行う。

市民スキー山及びスケート場設置運営補助事業 (緑化推進部)

小・中学生の健全育成を図るため、町内会等が冬期間のレクリエーションの場として設置するスキー山、スケート場の造成・運営に要する経費の一部を助成する。

青少年科学館運営管理事業 (生涯学習部)

青少年科学館は、北方圏の拠点都市としての札幌の特色をひまえ、日進月歩の科学技術と未来社会に対応するため、青少年の科学に対する関心を高め、科学する心を培い、創造性豊かな青少年を育成することを目的として、昭和56年10月に開館した。

野外教育施設管理運営事業 (生涯学習部)

札幌市の恵まれた自然を生かした自然体験活動施設として、国営滝野すずらん丘陵公園内の青少年山の家と、支笏洞爺国立公園内の定山溪自然の村を設置し、青少年の野外活動の拠点施設としてさまざまな事業を実施している。

青年施設管理運営事業 (生涯学習部)

青少年の健全な育成などを目的として青少年センター・勤労青少年ホーム(5館)において、各種講座やサークル活動の支援・指導、相談業務、青少年のグループ活動の場の提供などを行っている。

(仮称)札幌市子どもの読書活動推進計画策定 (生涯学習部)

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の目的・基本理念に沿い、札幌市のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動が行うことができるよう、積極的にその環境を整備し、本市における施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定する。

基本施策 5 魅力ある学校教育の推進

平成 15 年度の市内小中学校の児童・生徒数は、約 14 万 6 千人となっており、ピーク時である昭和 60 年代と比較すると、約 5 万人も減少しています。

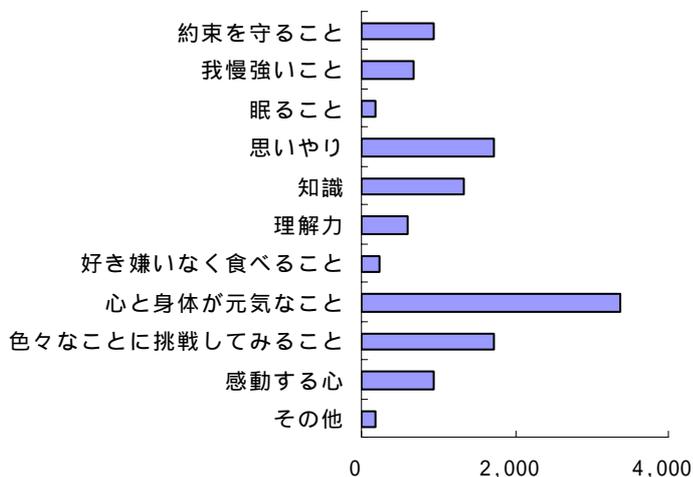
少子化は、子どもが社会性や自主性を身につける機会の減少や子どもへの過干渉・過保護といった負の側面をもたらす一方、一人ひとりの子どもが充実した教育を受ける機会の増加をもたらしています。

また、近年の経済環境の変化は、就職率や終身雇用にも大きな影響を与えており、子どもが将来に夢や希望を持ちにくくなるなど、学習意欲の低下が指摘されており、学校教育に対するニーズは、ますます複雑化・多様化しています。

このような状況の中で、時代の変化に対応できるたくましい子どもを育むため、学校週 5 日制や新学習指導要領が実施され、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力、心豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成していくことが学校教育の重要な課題となっています。

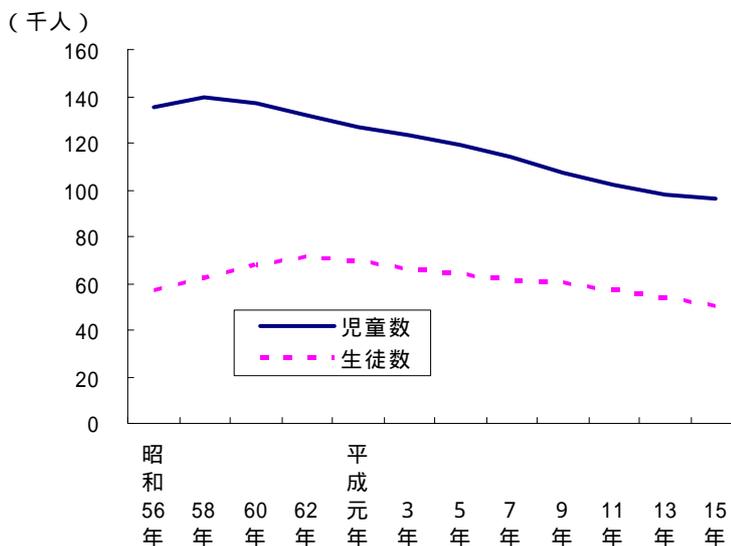
学校では、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会で発揮できるよう質の高い、魅力にあふれた教育を推進します。また、家庭や地域との連携を図りながら、社会全体で子どもを育てるための教育環境を整え、子どもたちの「生きる力」を育てていきます。

子どもにとって「生きる力」として大切だと思うこと(3つまで)



資料 札幌市PTA協議会「学校 5 日制に関するアンケート」(平成14年)

札幌市の児童数・生徒数の推移



資料 札幌市教育委員会「児童生徒数及び学級数の推移」(平成15年)

= 個別事業 =

(仮称) 幼児教育振興計画策定 (教育委員会総務部)

少子化, 都市化, 核家族化など幼児や家庭をとりまく社会環境の変化に対応するため, 教育機能の充実 預かり保育等保育機能の充実 教育相談等子育て支援の強化 保育所や小学校等との連携などに関する新たな教育計画を策定するとともに, 計画内容を具体的に実施して行く。

札幌市教育推進計画策定事業 (教育委員会総務部)

一人ひとりの個性や特性を伸ばし, 21世紀を担う, 新しい時代を創造する子どもたちを育むために, 主に義務教育を対象にした中長期的な推進計画を策定したうえ, 具体的な実行プログラムを推進していきます。

楽しさとゆとりのある給食推進事業 (教育委員会総務部)

平成9年9月の札幌市学校給食運営委員会の提言を指針として, 近年の生活環境の変化や食環境の変化など将来的かつ今日的な課題を踏まえ, 学校給食のより一層の充実のために平成11年度から実施している。主な内容として, 食事環境の整備, 献立内容の充実, 家庭との情報交換による連携強化の推進などを基本としている。

学校施設整備事業 (教育委員会総務部)

児童生徒にとって活力にあふれ, 創造的な知性と豊かな心をはぐくみ, 心身共に健全でたくましく生きる人間の育成を図り, 自ら考え正しく判断し, 自主的に行動できる力を養う学習教育環境であると同時に, 豊かで潤いのある生活環境としての施設整備を目指す。

魅力ある高校づくり (学校教育部)

平成15年2月に策定した札幌市立高等学校教育改革推進計画に基づき生徒の多様化や社会の変化に対応するため, 魅力ある市立高校づくりを行う。

特別支援教育基本計画に基づく学びの支援プランの推進 (学校教育部)

乳幼児期から社会の移行期までの継続的な相談・支援が行えるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図り, 学びを支援するための総合的な取組みを「学びの支援プラン」として推進する。
2-5-(2)再掲

特別支援教育基本計画に基づく地域学習の推進 (学校教育部)

盲・聾・養護学校等に在籍する児童生徒が, 自分の暮らす地域での学習活動等を通じて地域の子どもたちとふれあうことを目的とした「地域学習校」の取組みを推進する。
2-5-(2)再掲

養護学校看護師配置モデル事業 (学校教育部)

養護学校における医療的ケア体制の今後のあり方を検討・実証するためのモデル事業を行う。
2-5-(2)再掲

特殊学級の整備推進 (学校教育部)

特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し, ニーズに応じた指導を行う特殊学級の整備を推進する。
2-5-(2)再掲

学生ボランティア事業 (学校教育部)

学校の教育活動を支援する学校外からの参加・協力の一方策として, 大学においてを募集する学生を各学校へ派遣し, 子供一人一人の個に応じた教育活動を支援する。

不登校対策事業 (学校教育部)

学校における不登校の予防や取組、関係機関との連携などを支援し、不登校の子供たちが通級できる施設を設置するなど学校復帰に向けた取組みの充実を図る。

学校研究モデル事業 (学校教育部)

これまでの学校研究委託事業の質の向上と内容の深化拡充を目指し、本市の学校教育の充実・向上に資する目的で、学校・園に、「札幌市学校教育の重点」等にかかわる学校教育推進上の諸課題についての実践的研究を委託する。

国際理解教育促進事業 (学校教育部)

市立中学校、高等学校における英語教育において、生徒のコミュニケーション能力の育成及び教職員研修の一助として外国語教育の改善に資する目的で、「語学指導等を行う外国語青年招致事業(JETプログラム)」により、外国語指導助手を招致している。今後は、JETプログラム以外の採用を視野に入れながら、外国語指導助手の一層の増員を図る。

スクールカウンセラー活用事業 (学校教育部)

学校に児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、学校の相談体制を充実させ、生徒が抱えるストレスの解消やいじめや不登校などの生徒指導上の課題の未然防止や改善を図る。

4-3再掲

地域の教育力の活用における教育支援事業 (学校教育部)

札幌市立幼稚園・学校の教科・道徳・特別活動及び総合的な学習の時間における学習活動支援者や市立中学校で運動部活動外部指導者への傷害保険の措置をし、学校での学習活動に対する地域人材等の積極的な活用を図る。

学校評議員制度(類似制度を含む)の活用 (学校教育部)

学校が保護者や地域住民の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を提供するなど、開かれた学校づくりを進めるため、地域住民や保護者等の中から学校評議員を委嘱し、その一層の推進を図る。

少人数指導や習熟度別学習の実施 (学校教育部)

各学校において「生きる力」を育むために、これまで以上に個に応じたきめ細かな指導の充実を図ることが必要であり、そのための授業改善の方策の一つとして、少人数指導や習熟度別学習の実施を推進していく。

幼児教育相談 (学校教育部)

来所及び電話により、就学前の幼児の「発達上の問題」、 「幼稚園等における適応上の問題」、 「保護者の子育ての悩み」などに関する教育相談に応じる。

教育相談 (学校教育部)

来所及び電話により、不登校や特別支援教育に関わる教育相談に応じる。

公開講演会(年5回) (学校教育部)

一般市民や教職員を対象に、子育て支援、特別支援教育、不登校等への支援、その他教育に関する今日的テーマに添って公開講演会を開く。

総合的な学習の時間の支援 (中央図書館)

小・中・高等学校における「総合的な学習の時間」の実施に伴い、図書館においては、図書館が持つ調査・研究のための図書資料や情報を提供し、学習目的の達成を図るための支援を行う。

太陽光発電設置事業 (環境計画部)

学校教育と連動した環境教育を推進するため、小学校等の市施設へ太陽光発電を設置する。

学校ビオトープづくり事業 (環境計画部)

学校教育と連動した環境教育を推進するため、生きた環境教育の教材として市内小学校に「学校ビオトープ」を整備する。

社会福祉協力校指定事業 (保健福祉局総務部)

児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるため、札幌市社会福祉協議会が実施する社会福祉協力校事業に対して、補助金を交付する。

国際交流員の派遣 (国際部)

小・中・高等学校における総合的な学習の時間において札幌国際プラザへの視察受入や国際交流員の派遣を実施。国際理解及び国際交流の推進を図っている。

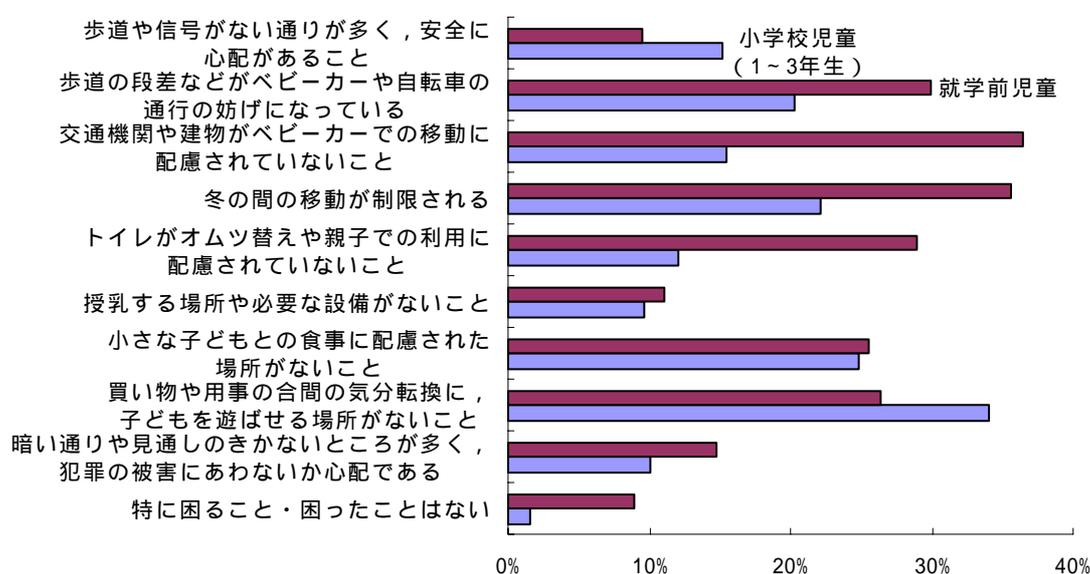
基本目標5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

基本施策1 快適な生活空間の整備

安心して子育てをするためには、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。

札幌市では、すべての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを総合的に推進し、すべての人にやさしいまちを目指した「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定し、これまでも物理的な障壁などの解消に取り組んできました。

外出の際に困ること



(資料) 札幌市児童家庭部「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」(平成15年)

しかしながら、子育て中の保護者が外出する際に困ることとして、「歩道の段差」や「交通機関・建物」、「トイレ」など、特に移動に伴って必要な施設・設備面での配慮がなされていないと感じています。

子育て中の多くの保護者が、「雨の日に遊ぶことができる場所がない」と感じており、また、積雪・寒冷など自然環境の厳しい札幌市においては、「冬の間、外で遊べる場所がない」と感じています。

今後とも、子どもを安心して育てられ、ゆとりのある快適な生活を送れるよう、公共的施設を中心に子育て家庭に配慮したまちづくりを進めていきます。

さらに、日常生活の中心となる住宅については、これまでの量的拡大から質的向上への目

標の転換を踏まえ、子育て家庭が、それぞれのライフスタイルや家族構成などに応じた多様な住宅の選択を可能にするための支援を推進していきます。

= 個別事業 =

公的住宅の供給 (市街地整備部)

市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は、転貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。
募集時には母子(父子)・多子・大家族等の世帯について、一般世帯に対し当選確率を高める優遇制度を設けているが、拡大について検討を進めている。

民間施設改善資金貸付金等 (保健福祉局保健福祉部)

札幌市福祉のまちづくり条例の趣旨に沿って、不特定多数の方が利用する建物を、妊産婦、障がいのある方、高齢の方々が利用しやすいようにバリアフリー化(新築、改修)する民間事業者に資金を融資する。

公園・緑地等の整備 (緑化推進部)

環境保全・防災、景観形成、レクリエーションといった緑がもつ様々な機能を十分発揮させるために、身近な緑を増やし、均衡のとれた街並み形成を図るとともに、今ある緑を保全・育成する。

基本施策 2 子どもの安心・安全の確保

札幌市内における、小学生以下の歩行者・自転車事故の発生状況は、概ね横ばいで推移しているものの、自転車による死亡事故は増加傾向にあります。

子どもの安全を守るには、これから交通社会に参加する児童一人ひとりが交通ルールを身につけることができるよう、交通安全教育に力を入れるとともに、家庭における交通安全教育のアドバイスを行うなど、交通安全意識の高揚及びマナーの向上を図る必要があります。

札幌市では、これらの活動を行っている札幌市交通安全運動推進委員会に補助を行うことにより、子どもの交通事故防止に向けた取組みを推進します。

さらに平成12年4月1日から義務付けられたチャイルドシートの着用を徹底するため、啓発資料の配布や交通安全イベント等における正しい装着方法の指導などの取組みを推進します。

小学生以下の歩行者・自転車事故の発生状況

	総数	歩行者事故		自転車事故	
		死者数	傷者数	死者数	傷者数
平成11年	278	0	153	1	124
12年	323	3	169	0	151
13年	320	2	156	0	162
14年	339	1	163	2	173
15年	315	1	164	3	147

<資料> 札幌市地域振興部

近年、幼児・児童・生徒が「不審者から声をかけられた」、「痴漢行為の被害にあった」、「殴られた」、「刃物を持った不審者を目撃した」などの事例があることから、学校の安全についての実態把握、安全に配慮した学校施設の整備を進めます。

各学校においては、PTA、地域、警察等との連携や協力による防犯教室を開催するなどの安全指導の充実に努めており、さらに具体的防犯マニュアルの作成に取り組めます。

また、「子ども110番の家」など、子どもを守る地域の取組みも広がってきていることから、今後とも学校、地域、関係機関のより一層の連携により、地域ぐるみで地域や学校における子どもの安全を守るためのより具体的な取組みを進めます。

= 個別事業 =

スクールゾーン実行委員会（地域振興部）

子どもの交通安全を図る目的で小学校から半径概ね500mの範囲をスクールゾーンとして設定し、行政・地域・学校・運転者が協力して「スクールゾーン実行委員会」を組織し、登下校時の通学指導を実施している。

札幌市交通安全運動推進委員会の活動支援 (地域振興部)

交通安全教育の充実，交通道德の普及，交通安全運動の展開等により交通安全対策を推進する。

学校安全教育等の推進 (教育委員会総務部・学校教育部)

学校施設や周辺の点検，幼稚園や学校における危機管理マニュアルの作成，警察等との協力による防犯教室の実施，子どもが自分の身を守ることの大切さやその手立てについて様々な機会をとらえて指導するなど，安全教育の一層の推進を図る。